

天野為之の取引所論とその特質

鈴木芳徳

目次

- 一、「勤俟新論」(明治三十三年)
- 二、勅令第一五八号(明治三十五年)
- 三、「取引所問題に就て」(明治四五年)
付論、「新株競売論」(明治三九年)
- 四、むすび

小稿は、既発表の「天野為之の取引所論」(『商経論叢』第三〇卷第三号)をうけて、明治三十三年以降における天野為之の取引所論を紹介し、その特質を検討することを目的とする。また、拙稿「明治の取引所論」(『福岡大学商学論叢』第三九卷第三・四号、福岡重行教授古稀記念号)をあわせご参照いただけると有難い。また、これらを含む一連の研究につき、日本証券奨学財団から研究助成を賜ったことに深謝申し上げる。

一、「勤俟新論」(明治三十三年)

天野は、明治三十三年(一九〇〇年)九月五日号(第一七〇号)の『東洋経済新報』以降、七回にわたって「勤俟新論」

勤儉新論 (一)	『東洋經濟新報』第170号	明治33年9月5日
” (二)	” 第171号	9月15日
” (三)	” 第172号	9月25日
” (四)	” 第173号	10月5日
” (五)	” 第174号	10月15日
” (六)	” 第175号	10月25日
” (七)	” 第176号	11月5日

を連載する。

この連載をもとに、若干の改訂を加えて、明治三四年二月、『勤儉貯蓄新論』（宝永館）を出版した。この『勤儉貯蓄新論』は、“A Discourse on Diligence, Thrift and Savings.”と表題に記され、次のような目次の構成となっている。極めて興味深い書物であるので、詳細に記しておく。

第一章 国運の不進は国富の欠乏に基く

国運と国富／国富比較表／右の説明／貧困の原因は資本の欠乏にあり／資本増加法の二種／外資輸入恃む可からず／勤儉貯蓄の必要

第二章 本邦に於る勤儉心の欠乏

勤儉心欠乏の現状／各国貯蓄比較表／右の説明／国富対貯蓄比較表／右の説明／勤儉貯蓄法如何

第三章 勤儉教育の必要

中小学に於て勤儉教育を施すの必要／その本邦に振はざる所以／応病与薬／北米富豪「スタンフォード」等の例

第四章 勤儉教育の方法

直接的教育／間接的教育、勤儉の公益を説くべし／依頼心の賤しむべきを説くべし／贅沢の方法の撰ぶ可きを説くべし

第五章 取引所更革の必要

取引所是勤儉の賊／其制度を改むべし／与論の監督を厳にすべし／銀行と取引所／与論をして取引所の事に通ぜしむべし／其監督矯正は国民之に当るべし

第六章 国民及相場師をして空売買の罪業を知らしむべし

国民は相場師を賤業者として取扱ふべし／其経済上の害／其社会上の害／其の財政上の害／空相場は無意識の極重悪なり

第七章 結論

勤儉論の勃興／貯蓄機関改良の必要／全篇の概括／奢より儉に入るは難し／勤儉論者共同一致を要す／その不屈不撓の精神を要す

附録 其一、日本銀行総裁山本達雄氏の演説

其二、松方伯が大阪に於ける演説

其三、松方伯の奈良に於ける演説

其四、全国貯蓄額府県別比較表

基五、世界八個国々勢比較表

右の目次から大略推察されるように、本論説は、単に個人道徳として勤儉貯蓄を推奨するというのみでなく、わが国の資本不足の現状を認識し、これを是正する根本策として勤儉貯蓄の重要性を説き、それを妨害する因子として取引所投機を挙げ、これを攻撃して改革を求め、というむしろマクロ的視点からする勤儉貯蓄論となっているのであ

る。決して単純浅薄な道徳論に止まるものではないことが注意されねばならない。

天野が本論説で主張するところを整理して紹介しよう。

まず、わが国産業が欧米に劣り、国富が劣る理由を尋ね、天野はその真因を「資本の不足」に求める。日本人の知識力が劣るのでもなく、土地が劣るのでもない。「資本の欠乏是れ実に我経済社会をして萎靡不振に沈淪せしむるの大原因」と見る。英国では、毎年十数億円の資本が市場に遊動し、毎年十億円の資本を海外に投資している。わが国では僅か数千万円の公債が消化できないでいる。故に「本邦の産業を振起し国富を増進し邦家の繁栄を計るの一大要点は実に資本の供給を豊裕ならしむるに在るや明白なり。」

資本不足を補うには、二つの方法がある。第一は外資の輸入、第二は国民の勤儉に基づく蓄積、である。

天野は、外資の輸入には反対する。わが国の場合、自然な形では外資は入ってこない。「是れ近時我国の証券が異数の暴落を為したるも外国の資本家之を買はず、本邦の金利実には非常の騰貴を為し、之を欧米の利率に比較するに著しき懸隔あるに係らず、彼の低利の資本毫も我国に入らざるに非ずや。」そうであるとすると、政府の力を借りて、人為的に外資を輸入する外はない。しかし、このやり方をとると「則ち内国の通貨を膨張し、国民の消費力を増加し、物価を暴騰し、投機を誘発し、貿易を逆にし、正貨を濫出せしめ、結局経済社会混乱の災を被り、折角輸入した貨幣は唯た巨額の負債を後に貽して悉く海外に散飛すべきのみ。資本の充実の効に至りては誠に少きなり。」

かくて勤儉と貯蓄の道を探るのが正しい。「吾輩は是非其国民の勤儉に依頼し、其勤儉と貯蓄とに依りて資本を増加し、国を富ますの目的を達するの外なきを知るなり。」天野は、勤儉貯蓄を「富国の要道」とし、「勤儉家は無意識の愛国者にして、而かも浪費者は無意識の国患なり。」とする。

そこで問題は、わが国民は勤儉の精神の下にあるか否かである。「国民果して此の勤儉の風に富めりと云う可き歟。」

国名	年次	貯蓄預金	年次	人口	人口1人に付貯金の割合 (円)
イギリス	1898	1,731,395	1899	40,559,900	42,688
フランス	1898	1,708,522	1896	38,517,975	44,357
ドイツ	1897	2,484,050	1895	52,279,900	77,979
オーストリー	1898	2,062,982	1890	41,359,200	49,879
イタリア	1898	873,106	1899	31,856,675	27,407
ロシア	1898	537,218	1897	106,154,607	5,060
アメリカ	1898	9,358,937	1890	62,622,250	69,705
日本	1899	51,908	1898	45,193,587	1,148

抑も投機奢侈の人民と云ふ可き歟。吾輩は遺憾ながら我が国風を以て前者に属せず後者に属せりと云はざる可からず。」というのは、智力財力に於て中等以上の者の大部分は「奢侈に流れ投機に耽ること実に今日の現状」であり、下等社会の者の大体は「所謂る宵越しの銭は使はずとの原則を厳守し貯蓄心の如きは極めて薄弱」だからである。「現に日清戦役に際し本邦は一億以上の大金を国内に散布し其後戦後経営に伴ふて更に幾数億の償金外債を取寄せ以て之を国内に蒔散し為に細民の懐を肥し其消費力を増せること極めて大なり。而かも其割合に国民の貯金は増さず、物価徒らに高く、貿易は徒らに逆に、一たび吸収したる外資は皆な外品の代価として之を吐き出し、一国の資本に毫も著しき増加を来ささりしにあらすや、又以て我か細民の如何に貯蓄心に乏しきを証するに足る可きなり。」ここで天野は二つの表を示す。まず国別に見て人口一人当りの貯金の割合である。

この表から知られることは、わが国民の貯金が他国に比して僅少であること、及び従つてわが国民の勤儉貯蓄の心が乏しいこと、である。「実に本邦貯金の少きこと文明世界他に其の類を見出さざる程の者にして哀れ無常と云はざる可からず。而してこの然る所以の者を問へば勤儉貯蓄の念に乏しきことその大原因なるを知る可し。」

とはいえ、国民の所得が少なく、国富も微々たる場合は、貯蓄が少なくとも当

国名	年次	国富 (百万円)	人口1に対する 国富 (円)	人口1に対する 貯金 (円)	国富に対する貯金 の割合 (割)
イギリス	1888	94,000	2,318	42,688	.018
フランス	1888	85,980	2,233	44,357	.020
ドイツ	1888	64,370	1,231	77,979	.039
オーストリー	1888	38,550	932	49,879	.054
イタリア	1888	29,630	930	27,407	.029
ロシア	1888	50,870	479	5,060	.011
アメリカ	1888	38,240	2,048	69,705	.034
日本	自1898 至1899	11,306	250	1,148	.005

然のことであつて、貯蓄心が乏しいと結論することはできない。そこで国富の比較もあわせ考慮する必要がある。

天野は上表を示していう。「夫れ本邦の経済たる残念ながら尚ほ未だ幼稚の域を脱せずしてその国富なる者亦遠く他国に及ばず。故にその数に於て本邦貯金の他に劣るを咎む可からず、如何に勤儉の国民と雖其国富少なき場合には盛んに貯蓄する能はさるや明なり。」「去りながら本邦人と雖その国富相应身代相应には貯蓄し得る次第ならずや。然るに他の諸国はその富みの五分四分三分を貯蓄し少なきも二分一分を貯蓄するに独り本邦に於て僅かに五厘を貯蓄するに過ぎすとすれば、是れ啻に前表に於けるか如く数字に於て相及さるのみならず、国富身代の多少を斟酌するも尚相应の貯蓄なき見る可く、即本邦人民の貯蓄の念に乏しきを察知し得可きなり。」

かくて天野は、以上のような事実認識をふまえつつ、「夫本邦資本の欠乏に困しむや久さし、之を救ふの方唯た勤儉の二字にあり。」と結論する。では、どのようにして勤儉貯蓄を奨めればよいか。ここからが天野の本論であり提案である。

天野によれば、「勤儉の美德を振起する方法」は、経済の方面に限って云えば、三つある、という。即ち、

(甲) 勤儉教育の普及

(乙) 取引所の刷新

(丙) 貯蓄機関の改良

である。順序を追って紹介しよう。

まず、(甲) 勤儉教育の普及については、(一) 貯蓄の公益を説く、(二) 依頼心の賤しむべきことを説く、(三) 奢侈の方法を選ぶべきことを説く、の三項目が重要とされる。まず、(一) について「貯蓄の公益」とは、今日的な表現でいえば、貯蓄のマクロ的意義とでも表現できるところであって、天野はこれを「資本の性質を説きてその勤儉に於ける関係を教ふること」とも述べている。即ち、「貯蓄の事は唯た一身一家の利益を計る所以にして利己一片の行動なりと誤解」せぬよう、「国家の資本を増加するの点に於て必要欠く可からざるの美德たることを少年に教ゆ可」きことを主張する。(二)の「依頼心の賤しむべきこと」というのは、天野によれば「夫の米国の人を視よ、その独立心に富めるや、その成年の士は仮ひ死すとも、他の厄介には成らずとの感慨あり。」「去れば米人の一たひ社会に出づるや是れ正に背水の陣なり。」換言すれば「独立独行」の精神が欠如している、と云うのである。

(乙) については、後にまわして、(丙) について「貯蓄機関の改良」とは、「現時本邦の銀行を見るに極めて不安全、不確実、底なき桶に類する者少なしとなさず。」であって「其危ふき累卵の如し。」従って、「夫の重役の兼勤を禁して機関銀行の弊を救ふか如き、慈善的貯蓄銀行を興して以て安全に確実に公衆の貯金を預かるか如き、銀行に対する政府の監査監督を嚴重にするか如き、或は公衆をして銀行を撰ふに謹慎ならしめ、以て優勝劣敗の作用の、其間に起るを促かすか如き、」これらが最も通常の方策、有効な方策と考えられる、という。但し、この(丙)については「世間已に定論ありて、実業家中、之を講する者少なからざれば」ここで「特に読者の留意を求むるの必要なきなり。」としている。

さて、そこで問題の(乙)「取引所の刷新」の内容である。この点について、天野は三つの論点を掲げる。即ち、

(一) 其制度を更革すること

(二) 之に対する輿論よろんの監督を嚴重にすること

(三) 空相場の公害を明にすること

である。

まず(一)「制度の更革」から見る。

天野によれば、本邦今日の取引所は、「白昼公開の賭博場にして、其の国民を誘ふて、投機者の濁流に濁流せしめ、その勤儉の美德を消磨するの弊害に大なり。蓋し本邦の国民をして惰懶放埒の国民とならしむる者決して少なしとなさす。然れ共夫の全国百有余ヶ所の取引所の如く甚しきは未だ之あらざるなり。實に取引所は勤勉の大敵にして、貯蓄の大賊なり。此大敵、大賊を征伐するにあらざれば、決して勤儉の美風を本邦に振ふ能はざる者あり。」従つて、「取引所の刷新」が求められることになるが、その方策の第一は、「その干渉制度を改めて自由制度となすこと」だという。「約するに斯の如くすれば以て我か取引所をしてその賭博的分子を減少せしめ従ふてその勤儉の風を喪はずの悪影響を減少するを得可ければなり。」

次に(二)「輿論の監督を嚴重にする事」について見よう。天野によれば、銀行に対する世人の監督が次第に厳しくなつて來ているのに比べると、取引所については放任されたままになっている。「翻つて世人の、取引所に於ける關係を見るに、今に至る迄未だ監督の位地に立たず。その取引を以て一に当業其人に放任して顧みる所なし。それ今日の取引所なる者、已に現品売買の本来の目的を達せずして賭博的売買の弊に陥れり、之を是れ監督せず独り銀行をのみ監督するは如何にも辻褄の合はざる話ならずや。故に吾輩は世の学者、政治家、実業家其他一般の世人に望む、宜し

峻厳なる監督を取引所に加へて以てその弊を矯むること、猶ほ其銀行に於けるか如くす可きを。」そのためには、先ず取引所に関する大体の観念を養ひ、知識を当業者の専有物とせぬようにし、広く社会の共有物とすることが必要である。また、改革は当業者以外の者のみがなしうるところであつて、「凡そ改革は当業者に不利なるを常とす。」る以上、夫の局外の識者こそが改革に適するといふ。「故に日常の業務は之を当局者に一任す可し、独りその弊の在る所を見之を矯正するの一事に至りては之を当業に委す可からず、国民自ら之に任じ峻厳に之を監督し之を匡救せざる可からず。而して勤儉の大敵たる此取引所に関しても輿論は厳格なる監督を之に加ふるを要す。今迄の如く此一大危害物を監督するなく万事之を放任して晏然たるか如きは、邦家前途の為に尤も憂ふ可き所とす。」

次に(三)「空相場の公害を明にすること」について紹介しよう。これを天野は云い換えて「国民及び相場師自身をして相場師の所業の如何なる悪影響を社会に及ぼすやを知らしむること」と述べている。「空相場の公害」とは何か。天野は次の三点を挙げる。

① 一般経済の観点。「一般経済の上より之を見れば、一国の資本を減少し一国の生産力を減少すること極めて大なり。夫れ全国百数十ヶ所の取引所に於ける空売買の高は一年少なくとも数十億を下らず、今その差金を一割と見積るも、数億の貨幣は此取引の為に輾転流通せり。此蓄積不足の日本にありて、此の資本の大濫費あり、その一国の経済に及ぼす影響亦知る可きなり。」しかも、これに従事するものが、実業から離れているという問題、さらに価格騰落の問題がこれに加わる。「且つ夫れ此空売買は本邦商品及証券の価に暴騰暴落を引き起すが為めに生糸綿糸米穀等の生産業は如何にも危険の地位に立ち、時に非常の利益ありと雖一たび間違へば身代破滅の境遇に陥いらざるを得ず。此等重要なる生産物を挙げて相場師の玩弄物となし、一国の実業者をして其堵に安んずる能はざらしむる者は空売買の弊なり。」

② 社会問題の観点。「下層社会に於ける金利低落の趨勢を妨げ、下層社会に於ける給料騰貴の傾向を抑ゆるの弊頗ふる大なり。」すなわち、まず、「中産以下の実業家に至りては今尚ほ高利貸しの足下に呻吟せり。……而して此等の人をして亦同しく文明流の利息を以て資金を借らしめんと欲せば、夫の英国の如く、資本潤沢にして全国の金利一様に下落するを必要とす。……而かも賭博的売買の流行は此資本の増加を妨げ却って之を減少すとすればその下層実業者の福祉を殺く極めて甚しきにあらずや。」次に、「転じて下層労働者の利害より見ん乎。資本は彼等労働者の需要の由て起る所、衣食の由て出づる所、命脉の由て繋かる所の宝庫なり。資本多ければ賃銀高く、資本少なければ賃金低くきは是れ理の見易き者なり。去ればこそ真に労働者の幸福を計らんと欲するの仁人志士は如何にして一国の資本を増加す可き乎を思はざるはなし。而かも虚業家は一國資本を濫費してその増加を妨ぐ。」

③ 財政上の観点。「夫れ資本は平生にありては国民納税力の由て起る所非常の場合にありては公債応募力の由て起る所の大財源にあらずや。而かも此空売買の爲めに此財源の涸渇するに至らば政府財政の基礎何に由て立たんや政府財政の信用何に由て保持せんや。」天野は、英国財政の基盤は「他なしその資本の充実に在るのみ、而してその資本充実の原因は其国民の能く勤に能く儉に能く稼き能く溜めたるの結果に外ならじ。」「然るに本邦に於ける空売買は此勤儉の念を亡ほし此貯蓄の心を喪ほし此財源を汲み干し汲み荒らすに於ては国家財政の前途亦如何ともする能はざるに至らん。然らば則ち空相場の国家的財政に及ぼす弊害は、真に重大なる者ありと云はざるべからず。」天野の提案するところは次の通りである。「吾輩は、国民をして空売買の弊を知しめ、その国家に対する極悪たるを知らしめ、相場師を賤しむこと夫の博徒或は醜業婦等に於けるか如くならしめ、例えば宴会の席杯^{など}には入る能はざるか如くならしめんことを希望す。社会の制裁果して斯の如くならん乎。」⁽¹⁾⁽²⁾

(1) 天野の勤儉貯蓄論がどの時期から始まったものか定かではないが、『東洋経済新報』第六七号(明治三〇年九月二五日)に掲載の無署名論説「金融調和策」は、その早期のものと思われる。

同論説は、不景気の下での金融緩慢は資金需要の減少によるものと考え、その種の「商況不振の結果として」の金融緩慢ではなく、「不景気を未然に防がんと欲せば、今日に於て資金を供給するの道を講せざるべからず。」とし、(甲) 政費節減策、(乙) 外資輸入策、(丙) 貯蓄奨励策の三種の方策のあることを示し、(甲) は「其名美なりと雖とも、実は時勢に適せざる迂策のみ」とし、(乙) は、「外に発しては国家の負債を増加し、内に於ては会社熱を挑発し、物価を昂騰し生計の程度を過度に増進し、奢侈を奨励するのみにして、折角に輸入したる外資は未だ毫も資本の働きを為さざるの前に、早く已に物価を騰貴し、輸入を奨励して再び海外に逃げ去るに過ぎざるべし。」として、「此の如きは危道なり、」と排除する。(丙) の「貯蓄奨励策」は、「平凡なる固より論なし。」「然れとも通貨を増加することなくして独り能く貸付資本を増加し、金融自ら円融にして生産事業の発達健全なるもの、遂に之を国民儉約の美德に帰せざることを得ず。」と、この(丙) をもって最善策としているが、その手段としては、(一) 勤儉の風を養成すること、(二) 貯蓄機関の完備、(三) 農工銀行債券の改良、(四) 小額公債の発行、を掲げるに止まり、取引所云々には及んでいない。(傍点引用者)

(2) この時期、福沢諭吉は、『時事新報』に健筆をふるっていたが、明治二八年「勤儉説を説く勿れ」(八月二〇日)「勤儉は中人以上の事に非ず」(八月二日)、『福沢諭吉全集』、岩波書店、第二五卷所収)、明治三三年「所謂勤儉貯蓄の説」(四月二三日)、『勤儉貯蓄の人民』(四月二四日)、『福沢諭吉全集』、岩波書店、第一六卷所収)を發表している。

そのほか、福沢の勤儉貯蓄に関する論説としては、「節儉論」(明治一九年一月二二日～二六日、全集第一〇卷所収)、「節儉と奢侈」(明治二〇年六月一八日～二二日、全集第一二卷所収)、「節儉論」(明治二〇年八月一八日～二二日、全集第一二卷所収)がある。

これらの論説で福沢は、勤儉貯蓄を説くことの意義に極めて懐疑的でありむしろ批判的見地を表明している。天野為之の所説とは対称的であるとさえいえよう。

福沢は次のように書いている。

まず明治二八年の論説二篇についてみよう。福沢は「不景気の場合に際して特に勤儉談を催す」理由が分からないという。下流の細民は稼ごうと思っても稼ぐべき仕事がない。そこに貯蓄を奨めてみても意味がない。上流社会が勤儉貯蓄すれば、「事業発企の沙汰も止み、営業中のものも専ら消極を旨として仕事の区域を狭くし、又一身一家の上によれば冠婚葬祭の事は勿論、日

常の生活さへも極々切り詰めて一銭の金も容易に費さず、……喪中に謹慎するが如く、不景気の上に不景気を添えてますます社会を殺風景ならしめ、以て細民生活の源を塞ぎ、ますます其難澁を増さしむるに過ぎざるのみ。」すなわち「散財の法を講じて世間を賑にすることこそ貧乏人のために功德なれ。」また「社会の仕事を多くすることこそ細民の難澁を救ふの最良手段なる可し。例へば各府県にては道路橋梁河川修築等、公共の事業に着手し、若しくは政府の直轄なる鉄道工事を盛に起すが如き、事行はれ易くして最も望む所なり。」

次に、明治三十三年の論説二篇を見よう。

福沢は、「經濟談に公私の別ある所以」に注目せよと云い、「勤儉云々は人の美德に相違なしと雖も、若しも公に之れ主張して世間一般の實行を期するときは、社会の光景をして擔担荒涼たらしめ、事業は起らず、殖産は進まず、下層の貧民をしてますます苦しましむるの結果ある可きのみ。」「抑も勤儉貯蓄とは即ち儉約一方、只金を溜むるの意味にして、若しも国中の人民が悉く其教を奉じて、働では儲け、儲けては溜め、多々ますます金を積むのみにして一銭をも費さざるの習慣を成すときには、其有様は如何なる可きや。銘々に就て見れば勤儉貯蓄、誠に申分なき人民なれども、一国の上より云へば文明富強など思ひも寄らずして、依然弱国の実を呈せざるを得ず。」しかも、現今の奢侈の風潮なるものは、都会の一部にすぎぬ。「彼の紳士紳商の類が、宴会又宴会、人を招き人に招かれ、一夕の饗応に幾百金を散ずる如き、誠に無益の沙汰と思へども、是れは都会の一部に行はるる弊風にして、一般多数の人民は奢侈贅沢など迎も思ひも寄らず。或は地方にて従来は稗粟の類を食したるものが米の飯と為り、襤褸の布子が木綿の衣服に改まり、……近來生活の少しく高まりたるを見て、一般に奢侈の風を催はしたりと云はんかなれども、斯る現象は殖産發達の徴候」であつて、「之を贅沢になりとして勤儉貯蓄を云々にするとは何事ぞや。」福沢は、勤儉貯蓄を唱えることに「一点の悪意なきは明白なりと雖も、只是れ余計のお世話と云ふ可きのみ。」と述べている。

当時の勤儉論の背後にあるものについて、福沢は、「或は人民生活の進歩は棉花、砂糖等の輸入を促して、ますます貿易の平均を来し、輸入超過の勢を助くるものなれば、彼等の節儉を勤むるは目下の經濟上に必要なりとの考もあらんかなれども、抑も今の輸入超過は自から原因あり。其原因とは即ち政府財政の方針」である、と指摘している。

尚、福沢論吉の取引所論については、別稿を予定しているのここでは触れない。

二、勅令第一五八号（明治三五年）

明治三五年（一九〇二年）六月三日、勅令第一五八号が突如として発布された。いわゆる「取引所撲滅令」である。その前後の事情について、若干説明しておく必要がある。

明治二六年七月、新たな「取引所法」（法律第五号）が制定され、併せて勅令第七四号ならびに取引所施行細則（農商務省令第一三号）が定められた。これよりのち、政府の取引所に対する姿勢は極めて寛容となり、しかも明治二七、八年の日清戦争により株式・商品ともブームとなるに及び、全国に取引所設立熱が生じた。そしてまた政府もこの設立熱を許したのであって、「在来の取引所に対しては新法律により容易に営業継続の許可を与え、新設の出願に対しては極めて寛裕の態度を執り、土地の情況取引額の多寡を顧みず概ね之を認許するの方針に出でたり。」（佐野善作『取引所投機取引論』、上巻、三二七頁）

この地方小取引所濫設の状況を見て、政府がその抑制の方針に切り替えたのは、明治一九年に入ることかと思われる。政府は、解散諭告もしくは解散命令をもって取引所の閉鎖を命じ、これによって取引所数は減少の一途をたどった。政府のこの抑制の姿勢に賛意を表し、天野は明治三四年八月五日の論説「取引所並銀行の監督に就て」（『東洋経済新報』、第二〇三号、無署名、のちに『経済策論』に所収）で次のように書いている。「近時政府か夫の非法の行為あり、公益を害し、若しくは公衆の安寧を妨害すと云ふの理由を以て、関東各地九ヶ所の取引所に対し解散の諭告を発し、其之に應ぜざる者には断然解散の命令を下せるか如き、兎に角弊害を矯正するの目的を以て、斯る思い切たる手段に出でたる当局の勇氣に至ては、称するに足ると雖、然かも吾輩を以て政府の爲めに計るに、其果して断然たる処置を施すの勇氣あらば、何そ根本的の改革案を立て、根本的の改革を實行するの挙に出でざるや。」そして大取引所を問題としてとり上げず、小取引所の小害をのみ責めるのであれば「小盗を罪して、大盗を罪せざる者」ではないか、と主張する。

明治三五年六月三日の勅令第一五八号、いわゆる取引所撲滅令は、政府のこのスタンスの延長線上にあるものであり、抑止策・撲滅策であることは明瞭であった。

この間の状況についてみると、恐らく最大の問題点は、明治二九年頃を境として政府の取引所に対する態度が急変し、そのスタンスの揺れ幅が極めて大きかったという点であろう。即ち、明治二九年に至るまでは、あまりに寛容で取引所の濫設を奨励し、それより後になると抑止、撲滅に転じた。「主務官庁か初め些の穿鑿せんさくをも為さずして漫りに取引所の設立を認可し以て間接に其濫設を奨励したるにも拘らず其後遽かに其態度を変し農商務大臣の職権を用ゐて急遽之が撲滅を策せしは果して当を得たる施政なりや。」(佐野善作『取引所投機取引論』上巻、大正二年、三三〇頁)

さて、天野は、この勅令第一五八号について賛意を表する。

「取引所改正令を評す(上)(下)」(『東洋経済新報』、第二三四号、明治三五年六月一日、第二三五号、明治三五年六月二五日、のちに『経済策論』所収)は、六月三日の発布直後に発表した論説である。

天野は、手段と目的とを分けて論じる。まず、手段としてみると、この改正令の出し方は「闇討」であり「卑怯」であり「輿論政治の本義に反」するものという。目的としてみると、この改正令の内容は「姑息」「因循」「手ぬるし」とし「目的未だ尽さざる所あり」とする。従って天野の全体的な評価結論は「来る可き議會に向て更に、激烈なる改正案を加ふ可きなり」というのである。

〔目的についての天野の評価〕

①「取引所は会員及仲買人の身元保証金を供託す可し」……「吾輩の尤も賛成を表する所、想ふに今回の改正の條目中、恐らく之を以て第一とす可きが如し、此事小なるが如しと雖、取引の健全を計るに於て偉大の効力あると信ずるなり。」

②「株式会社組織の取引所の資本金は十万円以上とす」(従来三万円)……「当局の精神何れにあるや、吾輩未だ之を詳にする能はずと雖、之に由て以て取引所の減少を計るにあるが如し。果して然らば、吾輩はその精神に於て之を賛成するに躊躇せざるなり、由来日本の取引所は多きに過ぐ。」

③「定期取引は有価証券にありては二箇月以内」云々……(イ)「由来吾輩は定期取引の最長期を一ヶ月に短縮せんと主張し、現今の三ヶ月制を以て長きに失する者となせり。然して今、之を二ヶ月に短縮するに至りては尚ほ未だ隔靴の感なき能はずと雖、是れ一步吾輩の持論に近邇せる者、吾輩甚だ之を喜ぶ。」(ロ)「有価証券に限りて定期期限を短縮したるの一事に至りては其愚及ぶ可からざる者あり。此の区别的の限月短縮は、恰かも前門虎を防いで、後門狼を容るるの類、独り株式の取引を衰へしむるも、米穀の取引を盛んにし、結局空相場減少の効なし。」

④「株式組織の取引所に於て株主に配当す可き利益が払込金額に対し年一割を超ゆる時は一割に当る金額を控除したる残額の二分の一を賠償責任の準備として積み立つべし。」……これについては天野は疑問ありとする。「吾輩その何の意に出てたるやを知るに苦しむなり。想ふに此規定たるや尺害ありて寸益なきが如し。政府が取引所に此の義務を課する果して何の為めぞ、彼れ取引所を以て一種の保険制度となし、之を鞏固にする為めには賠償積立金の必要を認むる乎。果して然らんに、宜しく総べての取引所を通じて盛に賠償積立金の設置を命令せざる可らず。然るに配当一割を超ゆるや否や直ちに之を課し、配当一割に達せずんば、いつ迄も比設置を要せずと云ふ、吾輩その何の意たるやを知るに苦しむ。……彼れ一割以上の配当ある取引所に限りて此特別準備を命じ、多数の少配当の取引所は之を免かれしむるは毫も適當の論拠なく、又取引所全体の安全の為に何等の効益あるなきなり。」さらに天野は、この方策は「一部の人士に非常の損害を来し、間接には内外人民に向つて財産上、不安心の念を生ぜしむ、その弊実は大なり。」として、「所謂無益の殺生」と評している。

〔手段についての天野の評価〕

当時、この勅令第一五八号は「青天霹靂」の出来事であった。天野は「若しその手段よりして今回の改正令を論ずれば、事少しく矯激に過ぎたるが如し。」「その方法に至りては、吾輩その少しく穩当を欠けるを遺憾とせざる能はざるなり。吾輩常に謂らく、取引所の改正は事、頗る財産の安固に關す、宜しく帝国議會に計りて、正々堂として、之を討議す可く、而して彼れ幸に之を可決せば、取引所營業期の満了を待ちて、その新に免許状を受る者に就いて之を実施す可し」と。「然るに政府の計此に出てす、營業の期限、未だ至らざるに先ち、帝国議會に謀る事もなさず、突如として、此改正令を發す、吾輩その手段を扞むに違なく妄りに輿論政治の本義に反し、猥りに財産の安固を揺かすを惜まざるばあらざるなり。」

以上が、勅令第一五八号に対する天野の批評である。大筋においては賛成、但隔靴の感あり未だ不充分、更に徹底を希望する、ということと思われる。

この勅令第一五八号が株式市場、株式取引所に与えた影響は極めて甚大かつ深刻なものであった。明治三五年六月一五日の『東洋經濟新報』（第二三四号）は、取引所問題で埋め尽されており、その報ずる「勅令第一五八号と取引所株の暴落」なる記事によれば、「取引所規定改正の一要項として取引所利益の配当一割以上に及ぶ時は其半額を賠償金として積立てしむるの規定あるより、取引所株の利益配当の多き株式は何れも暴落し東京株式株の如きは遂に去五日其売買を停止するに至れり」と報じ、次頁の数字を掲げている。

勅令第一五八号の効果ないし影響について、天野は「論より証拠、限月短縮の結果を見よ」（『東洋經濟新報』、第二三八号、明治三五年七月二五日、のちに『經濟策論』に所収）を發表した。

本論説における天野の主張は、次の二点である。

明治 35 年 6 月

		二日引値(円)	七日引値(円)	同上差(円)
東京株式株	先限	201.00	△135.00	66.00
東京米穀株	中限	118.50	▲114.00	4.50
大阪株式株	先限	206.40	155.60	50.80
大阪三品株	先限	104.90	89.90	15.00
日本紡績株	先限	32.50	31.40	1.10
鐘淵紡績株	当限	37.40	37.40	0
山陽鉄道株	当限	54.90	54.90	0
九州鉄道株	先限	57.35	56.50	0.85
日本鉄道株	先限	74.80	74.50	0.30
東京電車株	先限	116.40	113.50	2.90
帝商銀行株	先限	27.50	26.90	0.60
日本郵船株	先限	79.70	78.00	1.70
大阪商船株	中限	24.30	23.85	0.45

備考 △は5日引値、▲は9日引値。

(1) 「改正令一たび出づるや、全国の株式取引所は如何の影響を蒙れりや。吾輩常に曰く期限の短縮は取引所を減殺すと。彼れ常に曰く却って之を増加すと。然るに事の実際を見るに、吾輩の予想の如く期限の短縮は実に未曾有の大打撃を株式取引所に加へたるにあらずや。見るべし、自称実験家〔当業者及び實際家のこと―引用者〕の説悉く取る可からずして、学者机上の空論時に却って軽んず可からざる者あるを。」

(2) 「改正令一たび出づるや、米穀取引所如何の影響を蒙れりや、吾輩常に曰く期限の短縮は總へての取引所を通して劃一なるを要す、然らずんば、甲の取引を抑へて、却って乙の取引を盛んにし、一国の経済政策上、何の益する所なく、前門、虎を防いで、後門狼を容るるのみ」と。彼れ常に曰く期限は取引物件の種類に従って長短なかる可らず。米國已に然り、英國已に然りと。然るに事の実際を見るに、期限の区別的短縮は、吾輩の予想の如く、株式の取引を衰へしめたりと雖も、其代り米穀の取引に異常の活気を添へ来り、空相場減少の効果殆んど之なく、徒らに一部の人士を苦しむるに過ぎず、智という可んや。」

以上の二点から、天野は結果的に次のことが明らかになったとする。「今回の取引所改正令発布の爲めに、吾輩は取引所問題に於る二ヶの教訓を得たるが如し。曰く期限の短縮は取引所

の取引を減少し得ること、曰く区別的短縮は一を衰へしむると同時に他を盛んならしめ、差引、十分の効果を一国の經濟に及ぼす能はざることは是なり。」

天野は、撲滅令の方向を一層推進すべきだと考え、次の勧告をもって本論説を閉じる。「想ふに取引所問題は撲滅令を以て終りたるにあらず。是れ唯だその序幕にして、後來に向ふて益す重大の紛議を来さん。国民と政府と、宜しく比二教訓に鑑みて、更に一大英断を施さざる可らず、有体に之を言へば、須らく、姑息なる、有害なる、⁽³⁾一^に半なる、比の区別的短縮を廃し、断然たる劃一的短縮を行ふの決心ある可きを勧告する者なり。」

しかし、勅令第一五八号に対する、限月復旧をめざしての運動は日々激しくなつた。『東洋經濟新報』記事の伝えるところによると、①東京商業會議所は六月一日建議書を可決し、②東京株式仲買人五七名は連署による申請書を農商務大臣に提出（六月四日）、③六月一三日を期して全国取引所同盟連合会召集、四六名の連署を以て陳情書を各大臣に呈出、④時事新報、中外商業新報、東京朝日新聞、中央新聞、毎日新聞が反対の意見を表明、⑤商工經濟会は六月一日の總會決議に基き桂總理大臣平田農商務大臣に陳情書を提出、⑥名古屋商業會議所は六月一四日の臨時總會で總理、大蔵、農商務大臣宛ての建議を決定、などの⁽⁴⁾反対運動⁽⁵⁾が生じた⁽⁶⁾。

そうした中で、明治三五年一〇月二五日、「限月短縮問題」〔『東洋經濟新報』、第二四七号、無署名の論説、内容から見て天野の執筆と推察される。〕が執筆される。本論説の主張は、それまでの天野の主張と同じ内容であり、「株式に限月短縮を施すの要あらば、米穀には更に益すその要あるなり、吾輩は政府の、断然当初の意志に拠て速かに限月の短縮を米穀に実行し、更に其他諸種の取引に、劃一的に之を及ぼさんことを切望す。」としている。この論説中で一部当業者の反対運動に触れ、「只夫れ一部の虚業家之に服せず、即今頗りに限月復旧の運動に怠りなきが如し。然れども是れ元より

株屋一味の、自家の利害損得より割出したる自保勝手の説にして、真に国家公衆の利害を研究したるの論とは受取り難し。政府当局たるもの断々として当初の決心を固守し、限月復旧の運動を排斥せざるべからず。」としている。

しかし、天野の現実対応は、明治三六年一月二五日の論説に至ってかなりの程度変化する。天野は、「限月復旧遂に如何」を『東洋経済新報』第二五七号に執筆する。本論説においても天野の基本的主張には変化はない。冒頭次のように書き起こしている。「若し吾輩をして十分の注文を言はしめば、取引所今日の担保制度を廃して倶楽部組織となし、干渉制度を廃して自由組織と為さん事を希ふ。比希望にして行はれんか、限月は自然に短かく、仲買の信用は自然に高く、転売買い戻しの弊は自然に減じ、復た繁瑣なる政府の干渉を必要とせざるや必せり。然りと雖、比事容易に行はる可からず、是に於いて乎、吾輩は数年来、一時の方便として、定期の最長期を一ヶ月に短縮せんことを主張せり。蓋し之に由て以て大に空相場の害を減せんと欲せるなり。」この主張は、かねてよりの天野の主張そのものである。ところで、明治三五年六月三日、勅令第一五八号を定めたが、その際、米穀取引所に関しては期限の改正なく、株式取引所についてのみ定期期限を二ヶ月に短縮した。つまり、天野の言葉で云えば、「区別的短縮」であって、「劃一的短縮」ではなかった。天野はこれについていう。「今日の区別的短縮を其俛に差し置かば、株式取引所の愈よ衰微に傾むくに引換へ米穀取引所は益す繁栄に赴むき、賭博抑圧の根本的目的は毫も達せられず。……故に吾輩は政府の株式取引所の定期期限を短縮するを見るや、直ちに他の取引所にも同一の短縮を行ふ可きを主張せり。」以上の主張は、天野の元来の主張であった。

「然るに爾後、取引所、銀行等の反抗に堪へ兼ねけん、政府は却って復旧の方向に傾むきつつあり。吾輩の甚だ以て不満に感ずる所なり。」

ではどうするか。天野は一転して限月復旧を以て次善の策とする。何故か。それは、勅令第一五八号の下での「区別的短縮」に比すれば、限月復旧のほうがまだましだ、というのである。天野は、こう述べている。「比期限の逆戻りは吾輩の甚だ賛成せざる所なりと雖、今日の如く独り株式取引所の期限のみを短縮して、他に及ぼさざる区別的短縮を持続するよりも遙に優れるを信ず。」というのであって、つまりは限月復旧やむなしの主張なのである。天野は次のように説明する。

「要するに政府の此問題に関して執るべき方法三つあり。(第一は)曰く株式取引所と同じく商品米穀取引所にも期限の短縮を加ふる事是れ上策なり。(第二に)曰く期限を復旧して総べて三ヶ月とする事是れ中策なり。(第三に)曰く今日の如く株式のみを二ヶ月とし他を三ヶ月とする事是れ下策なり。」(一)内は引用者)

そして、「吾輩は政府の第一策に出でんことを希望するや切なり。然りと雖政府は斯る勇氣を有せざるが如し。」「果して然らば宜しく第二の策を取り、逆戻りの芸当を演ずるの外なし。是れ吾輩の頗ぶる遺憾を感じる所なりと雖、今日の如く株式の期限のみを短縮して、他の一層弊害ある取引所に及ぼさず、国民の賭博心射倖心を抑ゆるに就いては差引き何等の効能もなく、徒らに一部の人を苦しめて、一部の人に幸ひするの拙策に比すれば、復旧も亦比較的良策と云はざる可からず。吾輩は政府の此三策の内、少くも第三の拙策を廃し、新に根本的改革に出づることを望む。」

前に紹介したように、「彼の株屋輩の限月復旧運動を峻拒するは勿論、更らに米穀商品其他一般の取引所に通じて限月の短縮を執行すべし。」(第二四七号、明治三五年一〇月二五日、「限月短縮問題」といった論調とはかなり違って、限月復旧やむなし、勅令第一五八号の下での二半的にほんな政策状況に比すればまだ次善の策として受容やむなし、との判断になっている。

天野におけるこの論調変化の背後にあるものは、取引所と銀行とが連繫しての限月復旧運動の激しさであり、その

さらに奥にあるものは勅令第一五八号以降における株式市場の衰微の現実であろう。

勅令第一五八号が明治三五年に発布されるについては、明治三三年当時における天野為之の激しい意見表明があつて力あつたと言われている。佐野善作は「政府が右改正を計画するに至りし原因」の第四として、「予て勤儉貯蓄を宿論とせる博士天野為之氏が三三年春以降、其機関雜誌東洋經濟新誌上に於て頗りに取引所の弊害を指摘し其改善を主唱」したことを挙げてゐる。しかし、明治三五年の勅令第一五八号発布後の反対運動により、政府側は後退に次ぐ後退を余儀なくされ、またその状況変化を目して天野もまた限月復旧やむなし、との判断に変化してゆく。明治三六年四月八日農商務令による「延取引」の導入、そして、木内商工局長は辞任に追い込まれる。

明治三六年五月二五日、「定期々限は須らく法律を以て規定すべし」(『東洋經濟新報』第二六九号)なる無署名論説(恐らくは天野の執筆)は、延取引の形での解決策に疑問を投ずる。「取引所令變改の事、実に言語同断と云ふべし。」即ち、農商務省令において延取引は導入された。「吾輩切に感ず。取引所令の如き重大なる法令を一片の行政命令に委任すること、是れ抑も不可なり。宜しく法律を以て之を規定すべしと。」「然るに比規定を勅令に委任し、其取捨一に当局者の了見次第たらしむ、実に輕卒の甚しき者と云ふべし。之を法律の規定に移す、理の当然と云はざるべからざるなり。」

すなわち、「政府はさきに其勅令を改正し、限月短縮を株式に強行」したが、「然るに爾來輿論の攻撃甚しきを見るや」、「延取引の仮面を被つて事実限月の復旧を公許するに至る。」「此反復常なき命令に信賴して、取引に関する財産権の保護を托せざるを得ざる國民の不安心に至りては、夫れ如何ぞや。」まさに朝令暮改、定見なき政府の施策を見る限り、「取引所の仕組は、断然法律を以て之を規定するに至らんことを希望に堪へざるなり。」とするのである。

同明治三六年七月、平田農商務大臣の辞任、八月一五日勅令第一二七号による限月復旧、これをもって限月短縮問題

明治年	開業数	解散数	年末現在数
26	9	0	28
27	79	1	106
28	20	3	123
29	9	8	124
30	10	13	132
31	3	8	134
32	0	19	118
33	0	13	105
34	0	20	82
		{ 停止 3	

題はピリオドを打つのである。

こうした経緯の中で、天野は次のように慨嘆する。「吾輩はさき取引所是れ勤儉の賊なりと論じたり。幸ひに政府亦此に見る所ありて之が改革を企てたりしに、不幸にもその改革、正鵠を失して、世の物議を招き、結局元の目阿弥、復た投機の盛行を見ることならん、浩歎の至り也。」「財政経済の前途是より益す暗黒とならんとす。真に長大息の極と云ふべし。」(天野「公債の価格は之を自然に放任す可き乎(六)」、『東洋経済新報』、第二六八号、明治三六年五月一五日)

(3) 青地玄三郎著、佐野善作校閲『日本取引所論』(同文館、明治三五年)は、この取引所撲滅令を評して「要するに勅令第五百十八号の内容は大体に於て吾人の賛成する所、只其発布の時期及手続に於て遺憾なき能はざるのみ。」とし、さらに「政府に勧告するに断乎として其所信を曲げざる可きを以て」するよう希望している。(同書、二二〇四頁)と述べ、上の計数を掲げている。

また、同書は、「我国には取引所の数多きに過ぐ」(二〇四頁)と述べ、上の計数を掲げている。

(4) 勅令第一五八号につき、『東洋経済新報』は次の通り伝える。(第二三四号、明治三五年六月一五日)

●取引所規定改正問題

取引所規定改正の勅令一下するや取引所株の暴落となり各取引所役員の会合となり或は申請又は請願となり頗る粉擾を極めり由来本邦の取引所は實効乏しくて弊害多きは万人の認むる所之か改革は到底免るゝ能はずして既に朝野の宿題たりき昨年政府にては木内局長を派遣して親しく泰西の該制度の取調を為さしめ種々研究の上愈々其意見を一定して去三日勅令を以て其規定の改正を発布せる事突然なるが如きも由て来る所は深く且つ長きを知るべきなり今此の勅令発布と共に世間の状態の概況を記せん

▲取引所改正の勅令 去三日政府は勅令第五百五十九(八の誤り)号を以て勅令第七十四号の改正を発布せり即ち左の如し

▲第一条一項中「三万円」を「十万円」に改め、第二項の次に左の一項を加ふ

株式会社組織の取引所は資本金の半額以上にして少くとも十萬円の払込を終りたる後にあらざれば業務を行ふ事を得ず

▲第七条の二 株式会社組織の取引所に於て株主に配当すべき利益が払込金額に対し年一割を越ゆる時は一割に當る金額を控除したる残額の二分の一を賠償責任の準備として積立つべし

現行の積立金額資本金額に達したる時は農商務大臣の認可を受け其積立を停止し若は其積立金額の率を減少する事を得

▲第九条の二 取引所は會員及仲買人の身元保証金を供託すべし

▲第十二条 取引所の売買取引の契約履行の期限は其当日より起算し直取引は五日以内延取引は百五十日以内とし雙方約定の期限内に由り定期取引は有価証券に在ては二個月以内米其他の商品にありては三個月以内取引所指定の限月に據るべし、但農商務大臣必要と認むる時は有価証券及米を除くの外商品の種類により其最長期を二個月に短縮せしむる事を得

▲第十三条第一項第四号中「契約期限内」の上に「株式会社組織の取引所にありては」を加へ第一項の次に左の一項を加ふ
取引所に於て米の格附を定むる時又は第一項第四号の方法を用ふる時は農商務大臣の認可を受くべし

▲第十六条中「十円」を「百円」に改む

附則

本令は明治三十五年七月一日より之を施行す

本令施行前に設立の免許を得たる株式会社組織の取引所にして其資本金又は払込金額が第一条に定めたる額に達せざるものは明治三十五年十一月三十日迄に其資本を増加し且積立をなすべし

本令施行前に設立の免許を得たる取引所に於ては第七条の二の規定は本令施行後の計算期間より之を適用す計算期間が本令施行後に跨る時亦同じ

(参考) 明治二十六年七月勅令第七十四号の第一条及第十六条は左の如し

第一条 株式会社組織の取引所の資本金は三万円以上とす

農商務大臣は売買取引の状況に依り必要と認むるときは資本金額を増加せしむることを得

第十六条 取引所の仲買免許料の金額は十円とす

即ち資本金の増加、利益配当の制限、及売買契約期限の短縮等を以て改正の大なる事項とす

▲取引所改正の除外令 勅令第百五十八号を以て改正を行ひたる取引所規定中格付米と転売買戻とに対し更らに去五日省令を以て左の如き除外令を發したり

第一条 取引所に於て定めたる米の格付にして本令発布前農商務大臣に届出ありたるものは更に格付を定むるまでは明治三十五年七月一日以後に於ても之を統用することを認可す

第二条 株式会社組織の取引所にして本令発布前定款の定むる所に依り明治二十六年勅令第七十四号第十三条第一項第四号の方法を用ふるものは其定款中之に關する規定を変更するまでは明治三十五年七月一日以後に於ても尚之を統用することを認可す

附記 右第二条中明治二十六年勅令第七十四号第一項第四号の方法とは契約期限内に於て為したる転売買戻を取引所の帳簿に記載する所に依り相殺する方法を云ふ

▲取引所法改正と木内局長 取引所規定改正に就て木内局長の意見なりとて新紙上に掲載せられたるもの左の如し

一、資本金を十万元以上と為したる事 二十六年前には資本金二十万元以上なりしに二十六年勅令第七十四号を發布して三万円以上と為し取引所の設立を容易ならしめたり之れが為に小取引所簇生して種々の害毒を流したるにより今回之を十万元以上と改正し有害不用の取引所を淘汰し且つ取引所の業務を安固ならしめんとするなり

一、賠償積立金を設けたる事 取引所は一の保険にして売買者の中孰れか契約を履行せざるものある時は取引所は之が賠償を為さざるべからず然るに今日まで商法規定の積立金あるも賠償積立金を設け居らず是れ法の不備なり故に今回新たに規定を設けて配当金か振込の一割に超ゆる時は一割に當る金額を控除したる残余の二分の一を賠償責任の準備金として積立つること、せりされど際限なく積立てしむるにあらざり積立金資本金額に達したる時は積立を停止し又は積立率を減ずることを得るなり

一、身元保証金を供託しせむる事 従来は唯だ取引所の営業保証金として資本金の三分の一を管轄地方庁に供託し来りしが爾今会員及仲買人の身元保証金をも供託すること、為せり是れ取引所が仲買人と結託して約束手形若くは有価証券ならざる物件を以つて唯だ表面上、身元金を入れたりと装ふの弊を杜絶せんか為め其の全部を中央支金庫に供託せしむるものなり

一、有価証券の期限を短縮したる事 有価証券の定期取引は従来米其の他の商品と同じく三箇月以内なりしに今回有価証券のみ二箇月以内としたるは徒らに思惑売買に流るゝの弊を矯正せんとするなり

一、米の格付及び転売買戻し 第十三条第二項に取引所に於て米の格付及び第一項第四号即ち転売買戻しの方法を用ふることは農商務大臣の認可を受けしむること、なしたるは従来格付には一種の弊風ありて事実上遠ざかり不穩當の付直あるがゆゑ又従来の転売買戻しは一利一害ありと雖も要するに何れも其方法に異なる處無し併し所に依り其の記載方を異にし居るを以て農商

務省は其画一を期し其間不面目なる事無からしめんことを期するなり

局長は更らに云はく世間にては今回の改正を以て酷に過るとなすものあるやうなれど余は寧ろ穩当に失するかと思ふ程なり、又た此の事に付ては三十二年より各地の取引所を視察し各重役の意見を徴したるものなれば決して晴天の霹靂にはあらず、或は商業會議所等に諮問せざるを咎むるものあらんが縦令諮問したればとて自己の都合あしきを言はざるは勿論、随分勝手の注文を付込むこと多き例なれば今回は諮問を止めたり云々。

(5) 『東洋經濟新報』、第二三四号、明治三十五年六月一日、が伝える東京商業會議所の建議案等は次の通り。

●取引所に関する建議案 今回の取引所規定改正の件に付き伊藤幹一氏外十二名より臨時會議を請求したる結果東京商業會議所は去十日開会して可決せる建議案は左の如し

建議書

去三日の官報を以て公布せられたる勅令第百五十八号は明治二十六年第七十四号中僅かに六箇条を改正し之に附則を加へられたるに過ぎざるも其經濟社会に及ぼす影響の多大なる實に世人をして戦慄せしめたり蓋し此改正たる實に商工業に及ぼす一切の利害を顧慮せざるものなればなり

明治二十六年法律第五号に関する勅令第七十四号を發布せられんとするや予め全国商業會議所の委員を招集して其意見を徴せられたり商工業の利害に關係ある行政諸法令法規等の改廃制定を重んぜらるゝこと洵に斯の如く慎重ならざる可からず

夫れ經濟機關の進歩發達は秩序的の行動を要するものにして急激の革新を許さず一勅令の改正は其事小なるに似たりと雖も直接間接經濟機關に大打撃を与へたるは實に好股艦カマクラを示したるものにあらずや

今若し勅令第七十四号の改正と同一筆法に依り法律第六十九号保險業法に関する省令第十九号保險業法施行規則第十四条の責任準備金の如き又は法律第六十三号郵便貯金条例第五条に関する勅令第七十三の貯金利子の如きに向て急激なる変更を加ふる場合あらん乎是れ何れも行政命令として容易になし得らるゝ事項に属すと雖其經濟社会に動亂を起さしむるは論を俟たざるなり其他之に類する事項を諸勅令等に就て求めなば實に一々枚挙に遑あらざるべし然るも猶是等を行行政権内にありとして急激突飛に変革せらるゝことあらんには我商工業者は常に不安危懼の念に驅られ法律命令の恐るべきを知つて其の安んずべきを知らず終には会社事業等に資本を注入するの安全策にあらざるを感し殖産工業の發達得て企圖すべからざるに至らんのみ

仰き願はくは当局大臣閣下に於ては速に勅令第百五十八号の發布に依り經濟界に生ずる動亂を鎮靜するの途を講せられ又將來に於て此の過を再びせざる為め苟も事商工業の利害に關係ある諸法令諸法規の改廃制定に關しては之を汎く全国商業會議所に

諮詢し以て商業會議所法第七條第二項を深く重んずるの實を示されんことを某等恐懼切望の至に堪へず
右謹て及建議候也

▲株式仲買の再詮議願 東京株式取引所仲買人は去四日委員會の決議に基き五十七名の連署を以て左の申請書を農商務大臣に
差出せり

去る三日の官報を以て御発布相成候勅令百五十八号は僅かに數ヶ條に過ぎざるも取引所に於ける売買者に在つては殊に多數の
影響を被るものにして頃刻も等閑に付する能はず茲に尊嚴を冒し敢て陳情する已むを得ざる場合に相迫り申候其要旨を左に列
記仕候

六箇條中売買者に最も重大な關係を來するものは第十二條及第十三條に有之抑も本邦定期取引に三箇月の期限を用ひたるは多
年の実験により自然の必要に應じたる商慣習にして理財上相當の期限たること勿論に有之従て其實際を了悉せざる局外等に在
つては稀に種々の理想を画き短縮論を唱ふる者無きにあられども直接に利害の關係を有する一般の理財家売買者殊に各銀行
營業者等に於ては闕として其聲無きに拘はらず突然一片の行政命令を以て之を打破せられたるは實に當業者は勿論一般經濟界
の驚愕に堪へざる處に有之經濟區域の世界的進歩する現時の趨勢に伴はんには從來の期限を延長するこそ寧ろ其當を得べきに
反て之を短縮せられたるは甚だ解すべからざる所是れ啻に理財上の利便を奪却するのみならず其結果として買占め売崩し等を
容易ならしめ輒もすれば相場劇變を來して經濟社會を攪亂するに至らんことは之を断定するに躊躇せざる所殊に取引所株
は勿論諸株式とも本邦經濟界回復の氣運に際し恰かも英杜媾和の報ありて價格昂騰すべき時機なりしに拘はらず反對に悉く暴
落したるは主として期月短縮の影響にして氣運漸く回復の時に当り忽ち多大の財産を削減し著しく縮少せしむるに至りたるは
國家經濟上実に容易ならざる儀と被存候又た転売買戻の方法を用ふるときは農商務省の御認可を受けざるを得ざるの結果は從
來勅令に明許せられ人々安じて売買に従事したるものなるに既に勅令すら一朝急劇に大改正を加へらるゝ程故其御認可なるも
のに至つては咄嗟の間に如何なる變更を加へらるべきか全く予想し得べからずして常に戦々競々として危懼の念を脱する能は
ざること、相成取引所の要素たる真正の公定相場を得ることをも難きに至るべくと憂慮措く能はざる所に御座候其他第九條に
於ける身元保証金の供託は有価証券の売買に従事する當業者に在ては屢々急速に之を交換して処分するの必要あるに此処分の
自由を箝束せられたるは不便に堪へざる所又第十六條の手数料を十倍にあらためたるは既に手数料なるもの、性質を超越して
一種の課税と變じたるの觀ありて僅に百円の金額に止まるも仲買人なるもの、營業に對しては行政命令を以て斯の如き變更を
も加らるゝものに於ては實に不安の至りに存候第七條の賠償準備積立金は一割以下の配當をなす取引所に於ては反て之を不用

とし唯だ配当多き取引所に限り特に過大の積立を命じたるものなり是れ売買上の安固より立案せられたるものにあらずして単に配当を減ぜしむるの御趣意にあらざるやの疑惑無き能はず特に東京株式取引所株の七八両月限の売買は獨り同所營業権を其免許期限内に於て縮少せらるゝが如きの虞なども万々無之ことと相信じ居候のみならず其利益配当方法の如きも同所定款第五十条により分配せらる可きを確信して売買したる者なるに勅令御改正の結果契約物件の主要なる点に激変を與られ候儀唯々驚愕の外無之既に取組終りたる契約の効力を以て打破せられ候儀実以て前代未聞の一珍事と奉存候今回の御改正に付全国を通算せば其損害を被りたる金額と人員との夥多なるは敢て想像に難からざる所從て近時漸く本邦の有価証券を購入し來りたる外国人等に在ては殊に大驚愕にして本邦に於ける財産権の不安固なるを深く感ずるに至らしめたるは甚だ遺憾とする処に御座候要するに經濟上に關する法令の如きは如何に善美の者と雖も充分民間に於ける講究と準備の余地を存せらるゝこと当然の事たるべきに異例なる今回の御改正は急劇の変更に伴ひ商慣習を打破し取引上の利便を欠き理財上の不安を來たし營業上の困難を加ふる等幾多の不利は仲買人の被むる所最も重大にして始んど自滅に陥りたる次第に付甚だ惶悚の至りに御座候得共先以て御延期の上至急再応御詮議被成下度当所仲買人一致の決議を以て此段申請仕候也

(6) 當時の新聞の反響につき、『東洋經濟新報』(第二三四号、明治三十五年六月一日)は次のように要約して伝えている。

▲取引所改正と時論 取引所規定改正の事件に就ては全国の新紙論議紛然たるものあり今其一般を紹介す

▲反対の部

▲時事新報 当局者の明言の如く全国の小取引所は之が為めに自然解散の結果を見るもの必ず多数なる可し即ち地方の小取引所の中には今日とても現に其維持に困難するもの多ければ是等の取引所は假令ひ規定の改正なきも早晚自ら倒れて自然淘汰の成行を見ざるを得ず實際その成行に一任して毫も差支なき次第なるに当局者の性急なる勅令頓發、十把一束に踏倒し去らんとするの意気は自ら其言語の中に見る可し甚だ盛なるが如しと雖も從來三五万円の資本をして來る十一月迄には尠なくとも十万円に達せしめんとするが如き實際無理なる注文にして地方の小取引所の如きは假令ひ確實なるものにて此一事の爲めに倒れざるを得ず当局者に於ては本懐ならんかなれども國中幾多の株主は恰も既得の財産を奪ひ去らるるものにして之を目して一種の財産没収と云ふも可なり斯る急激なる改革は實際に人民の私権を害するのみならず現に株主中には其株券を銀行その他に抵当とするもの尠なからざるに其価格が非常に暴落するのみか全く無代価と為るものあるに至れば其影響の及ぶ所は甚だ広くして一般の經濟社会は之が爲めに容易ならざる影響を蒙らざるを得ず当局者は改正を企つるに当り果して此辺の結果にまでも考へ到りたることあるや否や云々

▲中外商業新報 取引所の營業に關する新規定が既に上陳二箇の大弊害を含有するが上に其払込資本の制限は更に現在の取引所をして廢滅に帰せしむるの憂あり從來の公称資本金三万円を十万円に増額したるは尚可なり其払込資本を十万円以上となしたるに至ては在來の会社をして大に資本の増額をなしたるが上に尚ほ急激に莫大の払込をなすに非ざれば其營業さへ繼續する能はざらしむる者なり而て現下經濟界に在ては各取引所をして實際資本の増加をなす能はざらしむるの事情あり然るに當局者は新規定の施行期限を本年の七月一日となし今後廿余日間に於て増資払込をなすべきの難事を強ゆるが故に一言を以て之を掩へば當局者が全国の小取引所に向ひ謂れなく解散を強ゆるの無状を働くの姿なきに非ず是れ皆に行政上の処置として穩當を欠くのみならず或は行政官の権限を超越したるの措置たるなきやを疑はしむるに足れり故に余輩は切に當局者の反省を請はんと欲する者なり

▲東京朝日新聞 多くの取引所は資本金の増加に依りて利益を失ひ解散の外途なきに至るや必せり農商務省の目的は蓋し此に在り縦し初めより此の目的なしとするも事實は即ち然らざるを得ざらしむ我國現在の取引所は此くまでの手段を必要とする程に毒害を社会に流布しつゝありや其存立は株主の利益の外に何等商業上の要求に出でざるや農商務省の見るところ或は然るやも知れざれど此くの如きは只事實の判定に待つの外なし必要があればこそ發生するなり必要なれば即ち自ら廢止せらる可し今日の取引所が果して多きに失せざるやは余輩も亦之を疑はざるにあらず然かも其の淘汰は只自然に任すべきのみ

▲中央新聞 元來取引所法規の如き國民の財産權に直接広大なる關係を有する者は立方機關を通して制定せらるべき性質の者なるべし然るに今回改正せられたる法規は憲政実施以前の公布に係り以來屢々勅令を以て改正せられ以て今日に及びたり勅令を以て変更せらる固より適法の措置なるべきも不意に之を世に公布し國民の財産權に急激なる變化を來さしむるは決して憲政運用の妙を得たるものと云ふべからず公布に先ちて予め直接利害の關係を有する取引所商業會議所若くは商工會議等の諮問機關に改正の是非得失を尋ねること穩當の途なるべけれ果して然らんには世人も予め其改正の概要をも知り得べくして今回の如く急變を生ずるの虞なかりしならん行政の秘密も時と場合とを考ざるべからず吾輩は今回の処置を以て主務省の失政として之を挙ぐるを憚らざるもの也

▲毎日新聞 東京、大阪、京都、横浜、神戸、馬関の取引所も増資の一点に於てコソ困らされ其定期取引の旧慣を變じたと配當を制限したるとは根本の變革なれば直接に株式の暴落となれり之を取引所に係れる損失と思へるは誤れり此株式は各個所持者の業務上転用融通せられて多く銀行に在り一株五十円の差は直ちに差金督促を被むる人あり甲の損失は乙の迷惑となり乙の迷惑は丙の困難を生ず嗚呼一行政令を以て人民の私有財産を危険にし既得の營業權を妨害し人をして青空に迅雷暴雨に

逢ふの感あらしむ吾人は当局者の弊害の一端を見て急劇に之を矯制せんと欲し却て此一大混乱を經濟界に生ずるの失計を嘆せざること能はず

▲賛成の部

▲大阪朝日新聞 改正法規に關する吾人の所感概ね右の如く吾人は悉く吾意を得たるを喜ばずんばあらず喜びは獨り吾人に止まらず取引所は其營業の基礎を鞏固にし得るが故に之を喜ばざる可らず仲買人も亦自己の關係せる取引所の喜びを分たざる可らず更らに喜びを禁ずること能はざる者は社会なり改正の實行は小取引所の合併を迫るべく任意解散ともなるべく其の大きな者に在ても自今警戒一番政府の方針に遵ひ社会の輿望に副ひ其形体に於ても又實質に於ても文明的商取引の機関たるを以て自から任ぜざる可らず而して吾人は当局者に対しては百尺竿頭更に一步を進め來るべき議會には併せて取引所法の改正をも断ぜんことを望まざるを得ず取引所問題の決解は愈々其機を得たりと謂ふべし

▲日本新聞 農商務省が今回の勅令を營業者に内示せさりしはかの陋劣なる運動を予防し得て極て妙蓋し日英同盟と共に現内閣の一大勲功と稱しつべし今回の改正たる農商務省内の意思に基けりといはむよりは寧ろ当局者が世論を採用したるものと見るべきが之か為めに二三迷惑を被りたるものは之れ有るべし而かも之れ洵に已むを得ざるもの吾人は當業者の躍起運動に拘らず断々乎として之を決行せんことを望むものなり

(7) 『東洋經濟新報』、第二三五号、明治三五年六月二五日、が伝える取引所法施行規則の改正は次の通り。

▲取引所法施行規則の改正 平田農商務大臣は去十七日農商務省令第十三号を以て左の如く取引所施行規則中の改正を為せり
 第四条 発起人は売買取引すべき物件の種類毎に一箇年以上其種類の商業に従事したる商人三十人以上たるべし
 第七条の次に左の一条を加ふ

第七条の二 会員組織の取引所は売買取引すべき物件の種類毎に五十人以上の会員あるに非ざれば之を設立することを不得

第十四条第二項 削除

第十五条の次に左の一条を加ふ

第十五条の二 取引所にして継続の出願を為さむとするものは願書に定款を添付し免許年限満了前一箇年以内に之を農商務大臣に差出すべし但し免許年限満了の日より三箇月前に其手続を為さざるものは出願を受理せず

第二十條の次に左の六條を加ふ

第二十條の二 取引所は会員及仲買人の帳簿の種類、記載事項及様式を定め農商務大臣に届出づべし

第二十条の三 取引所に於て会員及仲買人身元保証金の代用有価証券の種類及価格を指定したるときは之を農商務大臣に届出づべし

第二十条の四 取引所は其所有及諸預りの金銭及有価証券の保管方法を定め農商務大臣の認可を受くべし

第二十条の五 取引所に於て米の格付を定むる場合に於ては一種又は一種以上の標準物を定め格付表を調製し認可を申請すべし

取引所は標準物に相当する見本を備へ置くべし

第二十条の六 取引所に於て転売買戻相殺の方法を用ゐんとするときは売買者の届出に依り帳簿に記載し之か相殺を為して其契約を結了するの手續を定め之を定款中に規定すべし

第二十条の七 取引所は其市場に於て売買取引する物件の公定相場を公示すべし公定相場は市場に於ける取引価格にして適当と認めたるものに依り取引所の理事長之を定む其決定の方法は定款に於て之を定むべし

附 則

第一条 本令は明治三十五年七月一日より之を施行す

第二条 第二十条の二の届出は明治三十五年九月三十日迄に之を為すべし

第三条 第二十条の四の認可は明治三十五年九月三十日迄に之を申請すべし

第四条 第二十条の二乃至四に規定する事項に関し本令施行前に届出を為し又は認可を受けたるものは本令に依り届出を為し又は認可を受けたるものと見做す

(8) 『東洋経済新報』、第二三五号、明治三十五年六月二五日が伝える全国取引所連合会の陳情書など次の通り。

▲全国取引所連合会の陳情書 同連合会委員より相馬理三郎外四十六名の連署を以て各大臣に呈出したる陳情書は左の如し
去三日を以て御発布相成候勅令第百五十八号の義は全国取引所に於て謹んで遵奉可仕筈に御座候所事実上其の實施に関しては到底遵奉し難き困難を感じる条項不尠仍て其理由左に陳述仕候

勅令第一条 資本金増額の件 従来三万円なるものを十万円に増加し而かも僅々六ヶ月間に其全額を払込むべきことを強制せらるる全国株式組織の取引所八十一ヶ所(外四ヶ所会員組織)中十万円以下の資本にて設立するもの七十一ヶ所の多数にして本条の爲め依然存立し得るもの実に寥々たるを疑はず聞く所に拠れば米商会所条例時代より三万円なりし故今日十万円に進むるは当然なりとの御趣意の如くなれども現行勅命の第一条に「農商務大臣は買売取引の状況により必要と認むるときは資本金額を

増加せしむることを得」とあるは其の取引所の買売取引の状況に伴ふて資本額を増加せしむるの精神たることは明瞭たり試に全国の状況を觀察するに各取引所は概ね設立若くは継続の免許を受けたる当時に比し其売買高寧ろ減少するも増加することなき実況に有之随て毫も資本を増加するの必要な場合殊に営業免許期限内に在るに拘らず急劇の改正を加へ以て廢滅に期せしめらるゝが如きは或は既得権を蔑如し財産権を蹂躪し經濟界の攪乱するを意とせざるものゝ如く被存候

同第七条 賠償責任準備金の件 取引所の担保制度創定以来全国取引所に於て担保の責任を果したる為めに其存立を危ふしたる如き実例なきに突然営業免許期限内に於て一割以上の配当を為す取引所に対し過大の賠償積立金を命ぜられたり而して其株式たる既に七月限八月限の売買契約あるに拘はず急激なる改正を咄嗟の間に於て施行せられんとするが如きは其契約の主眼を打破するものにして假令法律と雖も比の如き処置は断じて避けざるべからざる所なるに行政の御命令を以て之を敢てせらるゝに至ては実に未曾有の珍事と奉存候且賠償の責任は収利の多寡に差違あるべきものにあらずるに一割以下の配当を為す取引所に対して此積立を免ぜられたる如きは其理由支離し畢竟会社の安固をはかる為めにあらずして徒らに利益の配当を減せしめ株主の財産権を害せられたるに過ぎざるものと解するの外無之候

同第九条 会員及仲買人身元保証金供托の件 取引所法第十四条に身元保証金を取引所に納むへしと定めたるは即ち取引所をして其保管の責に任せしめたるものなるに却て勅令を以て之を金庫に供托すべしと命せられたるは法律の指定を移転せらるゝものに有之殊に有価証券の売買に従事する仲買人に在つては屢々急速に之を交換して処置するの必要あるに金庫に供托するに於ては之を引出すには煩雜の手續を要し到底急速に出入するを得ずして処分を簡束せらるゝこと大なり即ち商業上の實際には適合せざる御規定と奉存候

同第十二条 定期売買期限短縮の件 本邦の定期取引に三ヶ月の期限を用ひたるは多年の実験上自然の必要に依りたる商習慣にして經濟区域の拡張したる今日に於て之を改正せらるゝには寧ろ延長すること当然なるべきに反て之を短縮せられたるは商習慣を打破し時勢に背馳したる御規定に有之歐米取引所に於ける売買期限は商品は一ヶ年の長きに亘り唯有価証券は普通二ヶ月を最長期とするも(掛金取引は三四ヶ月を通例とし半年以上のものあり)其原因は完全なる担保制にあらざるより一旦損益を授受したる上其契約をして随意に預け合繰越すを得せしむるものに御座候本邦株式組織の取引は之と異なりて担保制なるに依り長期を用ふるも危険の虞なく理財上最も利便の方法に有之若し夫れ三ヶ月期限にして不便ならんか經濟界は必ず其声を発すべき苦なるに實際に通ぜざる二三局外者の説の外は闕として之を聴くことなし然るに極めて複雑微妙なる売買習慣法に対し一朝に大変更を加へられたるは実に容易ならざる義に有之殊に本件も取引所の生存上重大なる関繫を有するものなるに既に成

立したる其株式の売買に効力を及ぼしたるは第七條に於る事実と同様に御座候

同第十三條 米格付及転売買戻の件 米の格付及転売買戻に付て農商務大臣の認可を要することとせられたるは取引所法第九條の法文の意義に反したる御規定に有之法律は売買取引の方法に關する規程は勅令を以て定むべきことを委任したるものに之を主務大臣に委任し認否せしめらるゝの意義には無之と被存候此点は第十二條の但書（但農商務大臣必要と認むるときは有価証券及米を除くの外商品の種類に依り其の最長期を二ヶ月に短縮せしむることを得）に就ても亦た同一の義に御座候聞く所に依れば主務省に於ては格付は之を三等乃至五等に區別し其等級内に非ざれば代用を許されず又転売買戻は其一連の売買者は中途に關繫を断つを許さず必ず期末結了に至る迄連滞の責任を有せしめらるゝことに御決定相成候由若し然らずして從來の方法を其儘施行するものとせば本條は全く無意義に歸するもの故其御制定の骨子は前述の方法に存すること復た疑ふべからざる所に有之愈々之を実施せらるゝに於ては全国取引所の定期売買なるものは忽ちにして全滅に歸し經濟界を暗黒に陥らしむるの外無之と奉存候

第十六條 仲買人免許料の件 仲買人免許料の十円を百円に増加せられたるは加入者選択の御趣意に可有之も如何なる薄資者と雖も九十円の増納に避易すべき義に無之且つ手数料として百円を徴収せらるゝは余りに過大にして報償の区域を超越したる嫌有之やに奉存候

附則実施期限の件 改正の條項に付ては前陳の如く既に其當を得ざるのみならず附則の施行期限に至ては殊に經濟界を動亂せしめたるものと被存候苟も經濟上に關する法令の如きは假令急要の情ありとするも尚ほ十分に國民をして其講究と準備との余裕あらしむること緊要なるに毫も急施の必要なく而かも多数会社の存廢、商習慣の變革の如き重大なる事件を急劇の間に実施せしめんとせらるゝは殆んど一片理想の爲めに民業を犠牲に供せらるるの感なき能はざる所に御座候

要するに本令の改正は習慣を打破し商業上の秩序を紊亂せられたるものにして彼の取引所法制定の當時の政府委員が衆議院の特別委員会に於て「行政官が權を執て勅令を以て商習慣と撞着することを遣つて往くと云ふ様な考で無ひと了解せられよ」との質言を破られたるものに可有之且つ当初二十六年取引所法及第七十四号の勅令発布の時に於ては予め全国商業會議所より委員を召集して十分に其意見を徵せられ猶且当業者へも諮問せられたり然るに今回に於ては何等の御諮問も無之咄嗟の間に大改正を加へられたるは頗る了解に苦しむ処にして如斯くんば國民たる者は寸時も其堵に安じて營業する能はず殊に之が爲め諸外国人の如きは一層危惧の念を深めたるや必然に御座候故に此事たる単に取引所問題に止まらずして邦家の信用上至大の關係を有するものと被存候間本勅令は先づ以て其実施期限を延期し更に御詮議の上相當の御改正相成候様全国取引所同盟聯合会一致の

決議を以て此段陳情仕候也

▲商工経済会の陳情書 去十一日総会の決議に基き桂総理大臣平田農務大臣に提出したる陳情書は左の如し

某等商工経済会を代表し謹んで書を内閣諸公閣下に呈す本月三日官報を以て発布せられたる勅令第五百五十八号の各条に就ては某等其適否を論せざるも其発布せらるゝや実に迅雷耳を掩ふに違なく為めに当該営業者は端なくも非常の困厄に陥れるは内閣諸公閣下の親睹せらるゝ所にして已に我経済界は延て之が影響を被り一般人民をして不安危懼の念を惹起せしむるに至らんとす此れ某等の憂慮惜く能はざる所なり

願ふに此改正の規程にして仮令所謂金科玉条間然する所あらずとするも一朝にして積年の商慣習を打破し条忽の間当業者に甚たしき困難を与ふる如きは行政の措施に於て遺憾なしと云ふ可からず若し行政権能の範囲に属すると云ふ故を以て勅令第五百五十八号と同一轍に出て鉄道、銀行其他商工業に最も利害の關係ある法律命令にして急激に改廃せらるゝことあらん乎其影響する所決して尠少にあらざるなり切に希くば内閣諸公閣下茲に留意せられ以て相当に之が実施期間を延期し且つ向後に在つても実業界に至大の利害を有する法令の制定改廃等は予め之れを其機関たる農商工高等會議及び商業會議所に諮詢し商工業者の意見を徴して国家経済の發展を期せられ一般商工業者をして不安危懼の念を懐かしめざらんことを茲に本会の決議を以て閣下の採納を請ふ頓首謹言

▲名古屋商業會議所の建議 同會議所にては去る十四日取引所問題に付き臨時總會を開きしが遂に総理、大蔵、農商務の三大臣へ宛て左の建議を為すことにしたり

本月三日を以て発布せられたる勅令第五百五十八号は取引所に関する一部規定の改正に止ると雖も其繋る処極めて汎く商業上の慣習を打破し経済界の動揺を誘致し延いて一般商工業者に不安危懼の念を懐しむるに至つては獨り取引所の死活問題たるのみならず洵に実業界安危の問題なりとす嚮きに政府は取引所法附属の法令を発布せんとせらるゝや予め全国商業會議所委員を召集し之が諮詢を為せり是れ商工業に関する法令の改廃制定は経済界の弛張に關係を有するに由るものにして行政上の処分宜しく爾らざるべからざるなり然るに政府は今回勅令の発布に方り商業會議所に諮らず当業者の意見をも徴せず急激なる改正を加へて突如として之を発布し為めに経済界に尠なからざる動揺を促し漸く回復の曙光を認めんとする実業界の前途に一大障害を与へたるは本會議所の頗る遺憾とする所なり勅令の制定発布は素より大権の發動に係り臣民の濫りに容喙すべきにあらずと雖

も斯の如きの大問題にして事苟も商工業上利害得失に関する諸法令は今後勉めて慎重の態度を取り予め商業会議所に諮詢し商工業保護奨励の実を挙げ尚ほ今回發布の勅令に依り当業者間に生じたる現在の困難に対しては之を医するに足る相当の余地を与へられん事を希望の至りに堪へず右本会議所の決議を以て及建議候也

三、「取引所問題に就て」(明治四五年)

明治四五年、天野は、大日本実業協会編纂『取引所論叢』(大日本実業協会発行、明治四五年五月刊)に「取引所問題に就て」を執筆する。

本書は、翌年九月、全国取引所の多くが営業満期を迎えるにあたって編纂されたもの、編輯者は江崎茂三郎である。当時全国四八箇所の取引所中、明治四六年を以て営業免許期間の満期となるもの、実に二五箇所の多数に及ぶに至り、

満期日 (明治46年)	取引所名
9月30日	東京株式取引所 大阪株式取引所 堂島米穀取引所 京都株式取引所 新潟米穀取引所 桑名米穀取引所 近江米穀取引所 酒田米穀取引所 金沢米穀取引所 高岡米穀取引所 下関米穀取引所 博多米穀取引所
11月16日	岡山米穀取引所
11月21日	静岡米穀取引所
11月29日	津米穀取引所
12月4日	四日市米株取引所 仙台米穀取引所
12月5日	大阪油取引所
12月11日	直江津米穀取引所
12月12日	広島米穀取引所 和歌山米穀取引所
12月17日	名古屋株式取引所
12月27日	大阪三品取引所

その善後策が改めて問われたという事情がある。満期を迎える取引所は、上表の通りであった。(関口健一郎「局外者の取引所観」、『取引所論叢』(前掲)所収、一八頁による。)

同書の執筆者は、佐野善作(法博)、阪谷芳郎(法博、男爵)、小林丑三郎(法博)、天野為之(法博)、堀江帰一(法博)、河津暹(法博)、田尻稻次郎(法博、子爵)、大

隈重信（伯爵）、若槻礼二郎（貴族院議員）、早川千吉郎（三井銀行取締役）、関口健一郎（行政裁判所評定官）、細野次郎（衆議院議員）、小野友次郎（三井銀行監査役）、小池国三（東京株式取引所組合委員仲買人）、橘薫（前同）、南波礼吉（前同）、村上太三郎（前同）、神田鑄蔵（紅葉屋銀行頭取）、江口駒之助（東京株式取引所理事）、入江保之助（東京米穀取引所支配人）、美濃部俊吉（北海道拓殖銀行頭取）、である。

天野の「取引所問題に就て」の全文を次に掲げる。

「取引所の改革に就いては、既に明治三十二年頃に、盛んなる議論をなししものあり。延いて今日に至る迄、猶依然として其解決を見ざるなり。予の考ふる所によれば、日本現在の取引所は、畢竟、其本来の目的を達せざるものなり。世人の所謂一種公開の賭博場に過ぎずと云ふが如き、極端なる批難攻撃を受くることありとも、殆んど答弁の余地だに無きの状況たり。試みに外国の取引所を調査すれば、取引所に於て、差金取引の行はるゝは日本と同じく、一種の空相場の如きものも、亦頗ぶる盛に行はれつゝありと雖も、是と同時に實際商品の売買を欲すれば、幾何にても取引所に於て之を行ひ得べく、且つ如何に巨額の物貨と雖も、自由之を取引することを得べし。即ち実地商取引の中枢機関たる能力は、極めて発達しつゝあり。之に反して日本の取引所にては、少しく纏まりし金高となれば、売らんにも買人なく、買はんにも売人なく、已むことを得ず取引所以外に於て売買するの有様なり。米を深川に売買し、公債を現物商人の許に売買するの外なきが如き、極めて不便なる事実を有せり。即ち取引所本来の目的と相遠ざかること、蓋し甚しと言ふべく、加之反つて只徒に其国民の射倖心、或は投機心を助長せしむるの結果を生ずるに過ぎざる也。例へば少額の外資輸入あれば、忽ちに金利下落し、有価証券の値は昂騰し、其取引所は俄然非常なる盛況を呈し、其結果として、豪農を倒し豪商を倒し、財界の平和を攪乱するに至るの有様なり。折角輸入したる外資は未だ完全なる其国の資本たらざる前に、早くも投機の資本と成り了する也。予は其當時に譬喩を以てして

曰く取引所とは恰も雑草繁茂せる荒原の如きものなり、此雑草を芟除して、麦を種え稲を植うるを必要とす。若し雑草を芟除せずんば、焉んぞ米麦の繁殖を望むべけんや。仮に外資の輸入ありとするも、若し適當なる雑草芟除者なくんば却つて空相場を盛んならしめ、経済界を攪乱するの患をなさんのみと。

此故に才氣ある者は皆相場師たらんことを求め、金ある者は皆是に手を著けんとし、延いて所謂射倖心、投機心を煽るに至る。尤

も是等の精神は、必ずしも咎を取引所制度の不完全にのみ帰すべきには非ず、輕佻なる国民性に關係する所亦尠からざるべきも、然も其有力なる原因が、此の制度の不備にあることは、争ふべからざる事実なり。但し投機心の強弱に就いては、独り我國民のみ然るに非ず、寧ろ外国人に於て却つて其強烈なるを見ると雖も、事実の上にて之を看れば、零細の金錢と雖も、手にあれば直ちに無謀の投機に使用すると云ふ點に於て、我國民の投機熱甚だ強盛なりと言はざるを得ず。是れ畢竟取引所制度不完全なるの致す所なりとす。将来外資輸入など起らん以前に、須らく改革し置かざるべからずと。

以上は十余年前に於ける予の論旨なりしが、今日に及びても猶此論旨を變ずるの要を認めざる也。然らば如何に改革すべきか、如何にせば是等の弊害を妨ぎ得べきか。予の所見に依れば、會員組織を以てするを第一とす。會員組織として仲買人の自治制度と為すこと、是即ち最良の方案なり。今日の如く、仲買人以外に取引所ありて、家を貸し計算を為し但保を為すか如き干渉的態度に出づるは、世界孰れの国にも殆んど類例なき所の一のシステムなり。況んや此の制度が、容易ならざる各種の弊害を生むに於てをや。仲買人の信用は、債務の保証者たる取引所の為に失はれ、敢て其人格如何を問ふこと能はざるに至り、又其結果として、定期取引の期限も無限的狀態となる。詳言すれば、確實なる取引所が其責を負ふが為に、極めて長き期限内に、仲買が倒産し若くは客が倒潰することあるも、何等顧慮する所なく、期限は徒らに延長して、其間に賭博の余地を惹起するに至るなり。若し之を仲買人の自治制度と為さば、名譽あり信用ある仲買人に非ざれば、世人の之を對手とする者あらざるべく、恰も英吉利に於けるローヤルエクスチェンジの如く、財産と人格と、共に極めて優良なる者たるに至らん。斯く個人信用を重んずるに至らば、自ら期限も亦短縮せられて昔は盆と暮との勘定なりし者が、一ヶ月となり二週間となるに至るべし。前述の如く、期限の無意味なる延長は、実に現行担保制度の結果にして、亦実に賭博の一因たるを以て、所謂空売買のみ盛に行はれ、実物売買の実行頗ぶる難きに至るべきは理の當に然るべき所也。

取引所を現在の儘に放置せんには、将来我國經濟の發達を妨ぐることも多かるべし。是は極めて重大なる問題として、頗ぶる慎重なる研究を要する所なり。予は嘗て之に就いて一の姑息的改革案を唱へし事あり。曰く、三ヶ月の定期を一ヶ月とせよ。最長期三ヶ月を一ヶ月に短縮すれば、投機の区域狭小となるを以て、随つて賭博的部分も減少すべく、又他方に於て現物売買を發達せしめ得べしと。此論議の影響として、農商務省は暫時之を實行したりしが、其実行が単に東京株式取引所のみに止まりしを以て、他の商品取引米穀取引に走る者のみ多く、賭博抑制の本旨に適はざるのみならず、徒に株式取引所を窘迫せしむるに終りたりき。此の結果によりて、總ての取引を一ヶ月に短縮せん事は、利害關係の纏綿するあればとて行はれず、遂に復舊の已むなきに至り、結局政府の対取引所政策は失敗に帰したりし事あり。予が當時の論旨は、勿論取引全般に渉る者なりしが、亦畢竟姑息的の策略たりし

み。苟も根本的改革を試みんには會員組織に改むるの外他に良途あるべからず。是の改革にして行はれんか、期限は必ず自然に短縮すべく、仲買人の人格は向上すべく、すべての點に於て良好の結果を得んこと疑ふべからず。若し然らずして、仲買人の身元保証金を増加するか如き方法を執らんか、復必ず失敗を繰返すに終らんのみ。

近日相對売買禁止の議あり、又直取引禁止若くば復舊の論あり、予を以て之を見れば、亦枝葉の議論たるのみ。相對売買を禁止直取引を禁ずとも、苟も長期取引にして存せんか、徒らに某々人の迷惑なるのみにして、國家の大計に就ては依然没交渉たらん也。現存せる株式界の營利会社、即ち取引所を廢止して之を仲買人相互の自治機関となすと云ふ、根本問題にして解決せられんか、是等の問題は刀を迎へて解けんのみ。

今日の情勢に依れば、仲買人は相場師なる名目の下に敬遠若くば卑下せられて殆んど經濟社会と相遠ざかりつゝあり。焉んぞ標準相場を作るを得んや。単に作り得ざるのみならず、却つて物価を暴騰暴落せしめつゝあるに非ずや。生絲の如き、一に取引所の為に其騰落を急激ならしむるなり。又空売買による物価の乱高下は、更に是より甚しきものありとす。是を以て之を觀れば、現存の取引所てふ者は、公益の為に甚大の害毒を流し、國民の良風美俗を腐敗せしむる百害あつて一利なきの機関なりと言ふも、決して過當に非ざるを覺ゆ。予が日本の取引所を目して、畢竟其本来の目的たる、經濟金融上必要な本能を發揮せざる、無用の長物なりと言ふは、蓋し是が為なりとす。(完)

本論説は、天野の年来の主張を要約して示したものととして、特に注目されるべきものである。とりわけ、「勅令第一五八号」を契機とする「限月短縮」をめぐる一連の紛議が完全に終止符をうった後に、これをふりかえりつつ執筆されたものである点に注意をよせる必要がある。本論説では、「限月短縮」はむしろ方便と考えられており、「根本的改革を試みんには會員組織に改むるの外他に良途あるべからず。」と主張され、取引所を「仲買人相互の自治機関となすと云ふ、根本問題にして解決せられんか、是等の問題は刀を迎へて解けんのみ。」とされている。

天野は、本論説においても、今日の取引所を以て「百害あつて一利なきの機関」、「無用の長物」、「公開の賭博場」と断じている。この判断のもとにあるものは、取引所がもつばら差金取引の場と化しており、実物取引は「売らんにも買人なく、買はんにも売人なく」、場外の現物商のもとで売買せざるをえず、「取引所本来の目的と相遠ざかること、

蓋し甚し」という認識である。ゆえに国民の射倖心、投機心を助長する。

かかる事態を回避するためには、会員組織の導入こそが望ましく、「名誉あり信用ある仲買人に非ざれば、世人の之を對手とする者あらざるべく、……個人信用を重んずるに至らば、自ら期限も亦短縮せられて、昔は盆と暮との勘定なりし者が、一ヶ月となり二週間となるに至るへし。」すなわち、株式会社組織取引所の下での担保制度に問題の根源ありと考へ、仲買人相互の自治機関とすることによってのみ根本的解決が可能となるのであって、その他の事柄は全て枝葉末節の議論とする。ここに要約された天野の議論は、(1)会員組織への転換を最重視し、(2)これによれば投機色をすみやかに払拭できる、というに尽きる。

付論、「新株競売論」(明治三九年)

天野は、明治三九年、「新株競売論」(第三九四号、明治三九年一月一日、第三九六号、明治三九年一月二五日)を上下二回に分けて執筆する。

これは今日云うところの「株式時価公募発行論」であって、この頃から時価公募発行が行われ始め、又プレミアムについての課税の当否と絡んで議論が行われてくる。プレミアムが利益か資本かが学界の論争課題となるのは大正期に入ってからであって、例えば、上田貞次郎の『改訂増補、株式会社経済論』(大正二年、改訂増補版大正十年)では、その周辺は次の様に記されている。(三二〇頁以下)⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾

「会社設立の場合には株式は平価を以て発行するを原則となせども、成功したる会社の増資の場合には額面以上、即ち「プレミアム」付にて発行するを常例となす。蓋し会社の事業繁昌するときは其の実際の資本は帳簿上の資本の外に帳簿上及び帳簿外の準備金を包括し、加ふるに其の経営上の知識、経験、その他各種の関係を以てするが故に株式の配当率高く、市場に於ても額面以上

の相場を支配すべし。然るに此の場合に新株を平価にて発行して、外部の放資家に売出すときは新株主は確かに普通以上の利益を得べく、之と同時に旧株主は不当の損失を受くることあるべし。

但し平価にて払込みたる資本が如何なる利益を生じ、其の株式が如何なる相場を保つべきか又此の増資が旧来の株主に対して如何なる利害關係を生ずるかと云ふことは稍々複雑なる問題なり。」

また、「額面以上の株式発行」によって生ずるプレミアムについての課税の可否をめぐる問題について、上田貞次郎は次のように記している。(二八二頁以下)

「額面以上の株式発行に依りて得たる資金は会社の利益なりやと云ふ問題は法律家の論ずる所にして其の結論の或るものは利益なりと断定す。現に日本の行政裁判所は之を利益なりとして所得税を課すべきものとせり(明治四十一年第四十六号宣告)。然れども吾人の見て以てすれば、是れ非常なる謬見なり。額面以上の株式発行に依りて生じたる差額は其の会社創立の当時であると増資の場合にあるとを問はず、明白に株主の出資にして会社の利益にあらず。法律家は之を形式上より見て右資金が資本金に入らず積立金に入る(百九十四条)が故に之を利益なりと論ずれども、会社は本来株主が営利の爲めに起したる企業の一形式に過ぎずして株主の払込むものは其の名称の如何を問はず悉く出資なり。企業の利益は此の出資を運用して然る後に始めて生ずるものなり。之を所得税の原理より云ふも法人の課税は所謂「遡源徴収」(Stoppage at source)にして本来徴税の便宜上より案出したる方法なり。即ち配当の爲されたる後に各個人に対して課税するは手数煩雜なるが故に配当を爲されざる前に会社に対して課税するなり。本来の目的は個人の所得に課税するにありて会社其の者に課税するにあらず、若し会社も法律上人なるが故に個人と同じく課税すと云ふならば会社の利益は一旦会社のものとして課税せられたる後、更に配当を受けたる個人のものとして課税を免れざるべき筈なり。会社を課税して株主に課税せざるは課税の目的一なればなり。然るに額面以上の払込に課税すとすれば株主は自己の資産の用ひらるゝ方法を変更したるが爲めに課税せらるゝことゝなるべし、即ち所得ならざるものに所得税を課せらるゝことゝなるべし。是の如きは会社財政の實際に適せざる没常識の宣告と云ふの外なき所以なり。(此問題は其後も行政裁判所の実際問題となりたるのみならず会計学者間の一問題となり、雑誌「会計」に於て論議せられ、又神戸会計学会は特にプレミアム課税問題として一冊の論叢を發行するに至れり。余が「会計」第二号に寄せたる論説は本書巻末に附録として載せたり。)

すなわち、この前後の時期から、当局は株式プレミアム(払込資本準備金)を利益と認定して税を課して来たのであつ

て、これに抗して企業側は、明治四〇年の名古屋銀行の訴を初めとして、次々とその不当を行政裁判所に提訴したが、その全てが却下された。

こうしたその後の流れからすると、この明治二九年の天野の論説は、新株競売なる手法の紹介・説明に止まってお
り、株式プレミアムに絡む諸問題に説き及んでおらず、また独占会社の無用の増資を抑制するための一方策としての
提案という特別の政策的目的を持つての提言であるとはいへ、貴重な論説であることは疑いない。以下、その全文を
再現する。

(一)
夫れ株式会社に在つて新株を募集せんとするに当り、其方法は一にして足らずと雖。其重なる者は二つあり。其の一は、世間普通
に行はるゝ所にして、旧来の株主に就て其の株高に比例し、同価を以て新株を配当するにあり。其の二は、未だ世間に広く行はれ
ざる所にして、即ち政府が公債を募集する場合の如く、新株を公衆の競売に附し、其の尤も高価を以て買はんと申し込める者に之
を落とすにあり。此の第二の方法に従へば、旧株主にして新株を得んと欲せば、一般公衆と同じく競争入札に因て之を得るの外な
く、従来の如く同価を以て之を得る能はざる事となるなり。

普通以上の大純益を生ずる見込ある新株募集の場合にあつては、従来の如く同価を以て旧株主に配当するは言ふ迄も無く株主其
人に取りて利益なり。若し之を競売に附するや、旧株主と雖、其の大純益に正比例する高価を以て之を買はざる可からざるに因
り、之を他に売るも鞘を取る能はず、永く自ら所有するとするも、其利回りは普通以上に及ばず。是を以て何れの株式会社の増資
の場合に於ても、決して競売法を取らず。而して吾輩を以て之を見るも、大体より論ずれば、其の利益少なき競売法を避くるに對
して毫も非難すべき無きのみならず、又一国の經濟政策としても、決して之を不可とす可きを見ざるなり。唯だ夫れ独占事業を經
営する株式会社にあつて新株を募集せんとする場合に於ては、之に新株競売を命令するの國家經濟上極めて必要なる者あるなり。
競争的事業に従事する普通の会社にあつては、其の世間に供給する物品、或は便益の代価は、同業者の競争の結果、自ら相當の代
価に歸し、人為を以て勝手に引上ぐる能はず、従ふて其純益も自ら歸着するの標準之ありて、自由に之を増加する能はず。故に此
等会社に在つては、猥りに増資をなして一國の資本勞力の浪費を引起す無し。夫の独占会社は則ち然らず、彼れ独占会社は法律を
以て禁ぜられざる範圍に於ては、自由自在に其商品或は便益の代価を引上ぐるを得るなり。故に彼等は徒らに新株を募集し、同価

を以て自ら之に應じ。而して其配当率の減少を防ぐ爲めには、其の供給する商品或は便益の価格を引上ぐる事往々にして之あり。此に於て乎、一方に向ふては資本労力の浪費を来し、他の一方に向ふては公衆に対し此等会社の供給品の価格を引上げ以て大に国家経済の発達を妨害す。是れ実に個人の利益の爲めに公共の利益を犠牲とする者にして、国家たる者宜しく適當の手段を施し、之を防遏すべきなり。而して此弊を防遏するの一策として、吾輩は茲に新株競売論を唱ふる者なり。

例へば此に資本金一千万円の瓦斯会社ありとし、而して彼れ五百万円の新株を募集するとせん乎。又其純益は年一割以上の巨額に上るの確實なる見込みある場合ありとせん乎。若し従來の如く在來の株主に同価を以て割り当るに於ては、株主は此子株に対して二割の巨利を博するを得るなり。又世間の利回りを年五分と假定すれば、新株の価格は額面の約二倍に達し、百円の株券は二百円の高価を有する訳合なり。故に独占会社の株主は此巨利を博する爲めに、輒もすれば無量の増資を企て、個人の経済の爲めに公共の利益を犠牲とするの弊を生ずるなり。然るに今、中央政府、或は地方政府に於て、此会社に対し新株競売を命令するとせん乎、旧株主と雖、公衆と共に、競争入札に因て之を得ざる可からざるが故に、此新株に向ふて始めより二百円内外の価を支払はざるべからず。此場合に當りて新株の所有者は公債の応募者と同じく、世間普通の利回りを得可しと雖、独占的利益を得る能はず。故に此方法を以てすれば、独占会社の株主が己れの独占利益を増加する目的を以て、猥りに資本を増加するの弊を避くるを得るなり。而して会社其物の地位より見れば、同価を以て株主より五百万円を募集するも、又時価を以て二百五十万円を売り出すも、会社の実収は同じく五百万円にして毫も不都合ある事なし。

英国にあつては、由来独占会社の暴利を抑ゆるに苦心せり。之と同時に其の無量なる増資の弊を防ぐに百方工夫を運らせり。中に就いて夫の瓦斯会社に対しては一面其利益を制限して一割以上に超へざる事とし、若し夫れ以上に達する場合には瓦斯の賃金の引下げを行はしむると共に、他の一面に向ふては、増資の弊を防ぐ爲めに新株競売を命令せる地方一百以上に及ぶと云ふ。吾輩は我国に於ても瓦斯会社を始め、其他幾多の法律上、及實際上の独占会社に対しては、英国の遺口に倣ひ、嚴格に之に干渉し、彼れ等個人の利益の爲めに公衆の利益を犠牲とならしめざるを勉めざる可からざるなり。

(二)

夫れ自然的独占事業に在りては、其の尚新規に属し、政府未だ之が経営に関する経験見聞に之しき場合に於ては、先づ之を民間の経営に任し、政府は嚴重に之を監督して、事業の怠慢、設備の粗漏なき様、取り締ると同時に、其賃金純益に対して、一定の制限を置き、猥りに独占的利益を壟断して、公共の利益を犠牲とするを得ざらしむるを要す。而して已に困難なる創業時期を経過し、政府経営に関する知識を獲得したる場合に於ては、予め定めたる法律に因て之を買上ぐるを以て政府の独占事業に対する策の

尤も得たる者なるが如し。

英国に於ては自然的独占事業に対しては、夙に如上の方針を執り法律を以て賃金を制限するは勿論純益も之を一割に制限し、若し利益の之より大なる時は、賃金の低減を命ずる事となり居れり。唯だ米国の独占事業は其純益、一割に達する者少なく純益制限の策を施こしたる实例殆んどなし。従ふて此制限の国家経済上果して得策なるや否やを験する能はず。独り瓦斯供給の場合に至りては其利益往々にして一割以上に及ぶ会社あり。此の故に瓦斯会社の場合に於ては、其所在地の地方政府は利益制限の法律を實行して、其結果如何を見るを得たり。則ち此法律実行の結果、種々の予期せざる弊害を生ぜり。他なし、毫も事業を拡張する無くして、徒らに増資をなし、此新株に対して安全確實に一割の純益を得るを計り、以て一方には一國資本労力の濫費を來し、他の一面には瓦斯の代価の低減を妨げたり、此弊を救ふの一策として新株競売の法律を案出し、其効果頗る良好なりと云へり、但し此新株競売の法律は、所謂任意法律（パーミシヴロウ）の一種にして、強制的に總べての瓦斯会社に適用せらるゝ者に非ず、地方政府の意見に因て或は之を採用するも可なり、採用せざるも可なり。而して之を採用したる者、頗る多く、其の成績亦甚だ佳なりと聞けり。或は曰はん独占会社に在つて増資を猥りにする場合には、政府は之が認可権を利用して之を拒絶すれば可ならん。必しも競売法を取るの要なし」と。然りと雖会社に於て増資を必要なりと唱ふるに當り、局外者たる政府は容易に之に反対する能はず、其の必要なる事実明々白々たる場合に非るよりは、政府は之を認可するの外なし。其の不必要の明白ならざる場合に於て、断じて認可を与へざるあらんか、会社の為めにも、公衆の為めにも、非常の不利益を來すこと往々にして之あるなり、是れ一面会社の要求を容れて増資を認可すると同時に他の一面、新株競売法を設けて資本の浪費を予防するを要する所以にして経済政策上、巧妙なる遣口と言ふ可きなり。

蓋し我国に於ける法律的及自然的独占会社には、一割以上の巨額の純益ある者少なしとなさず、国家は之に対して如何の策を取る可き乎。是れ後來の大問題なり。故に吾輩は茲に新株競売の新案を提出して、識者の参考に供するなり。而して今日は会社の設立盛んに行はると同時に、増株殊に独占会社の増株も亦盛んに行はれんとし、世の經世家の大に之に注意する時なれば、此機會を利用して一言之に説き及ぶ者なり。

(完)

(9) 明治年間を通じて、株式は分割払込みが主流を占め、この払込方式と銀行の株式担保金融とが結びついていた。明治二三年の『銀行論』において、天野為之は分割払込制の利点を次のように詳しく紹介している。

「然ラハ實際ニ於テ事業ノ増加ニ從テ資本ノ増加ヲ計ル方法ハ如何ト考フルニ二ツアリ一ハ差当リ必用ノ入費丈ノ株券ヲ発行

シ事業ノ増加ニ從ヒ増株ヲナス也二ハ差当リ必用ノ資本ヨリ余分ノ株券ヲ発行シ置キ事業ノ増加ト共ニ払込ミヲナサシムルナリ」或ル人ハ此名義上ノ資本ヲ発行スル事ニ付テ大ニ反対ヲナシタレトモ別ニ不都合アルヲ見サルナリ」此方法ニ依ルトキハ平生ハ株主ノ手ニ置キ資本ノ入用ナルトキハ払込ヲ命スルノ權アルガ故ニ資本ト事業トハ相伴フ事ヲ得テ危険ヲ冒スコト少ナキコトヲ得ルナリ」(天野為之『銀行論』、博文館、明治三十三年九月、三三五頁以下)

(10) 株式会社名古屋銀行を原告(代表者、瀧兵右衛門)とし、名古屋税務監督局長菊地良を被告とする行政裁判、明治四十年第二十号「所得金額決定取消の訴」(明治四一年四月一四日第三部宣告)の判決要旨は次の通りである。

「株式会社カ其營業上資本ヲ増加スル必要アリトシ新株ヲ募集シタルトキハ之ニ依リテ取得セル利益ハ営利ノ事業ニ属スルモノトス從テ新株ノ価格差金ハ所得税法第五条第五号ノ規定ニ該当セス」その理由は次の如くである。「營業上之ヲ必要ナリトシテ行為シタルモノナレハ之ニヨリ得タル利益ハ即チ営利ノ事業ニ属ス」

ほぼ同様の内容の訴が、明治四十年第四十八号「所得金額不当決定取消及変更請求の訴」として、富山県福岡町所在の株式会社福岡同盟銀行から提訴され、また、明治四十年第六十二号として東京都日本橋区所在の株式会社第百銀行から提訴、明治四十一年第八十一号として富山県富山市所在の富山電気株式会社から提訴、明治四十一年第七十九号として富山県西砺波郡所在の株式会社共通銀行から提訴、これら全てが却下された。これが株式プレミアムに対する課税論議の最も初期のものと考えられる。(『行政裁判所判決録』による。)

とはいえ、散発的ではあるが、時価発行は明治初期から存在したことが知られている。(野田正穂『日本証券市場成立史』、有斐閣、一九八〇年、一〇九頁以下)ただ、それがやや大きな流れとなり、課税の可否と絡めて論議を呼ぶようになるのは上記の通り明治四〇年代以降のことである。

四、むすび

天野為之は、当時の取引所にたいして終始、批判的な立場をとり続けた。

その批判は、国民経済的に見て、資本蓄積推進の見地からなされたものであった。資本蓄積のためには、国民の貯蓄をまず進めねばならぬ。貯蓄は、「一身一家の利益を計る」ものではなく、またこれを「利己一片の行動」であると

誤解してはならぬ。貯蓄の「公益」こそが重視されるべきで、「国家の資本を増加するの点に於て必要欠く可からざる美德」たることが理解されねばならない。

こうした資本蓄積の必要性和そのための貯蓄奨励の観点から見ると、取引所の弊害たるや甚大、「実に取引所は勤勉の大敵にして、貯蓄の大賊なり。」すなわち、「貯蓄の公益」に対比するに、「空相場の公害」が明らかにされねばならぬ。一方では、重要な生産物が相場師の玩弄物となっている事態を改めるべきであり、同時に他方、賭博的売買の流行が資本蓄積を阻害し、ひいては人びとの就業機会を失わしめていることが注意されねばならぬ。かくて取引所から賭博的分子を除去すべきであり、投機的売買の弊から脱するのでなければならぬ。その方策は、根本的には、取引所の制度刷新に求められる。

取引所の制度刷新は、会員組織への制度変更をもって行なわれるべきである。この点においては、天野の主張は田口卯吉の主張と一致する。ただ天野は、田口と異なり、そこから投機的賭博的要素の除去への道を展望する。株式組織の取引所が可能としている担保制度が投機を奨励しているのであるから、これを会員組織に改め、会員¹¹仲買人の個人的信用をのみ裏付けとすることとなれば、投機の幅は狭くなる筈だと考える。すなわち、会員組織への転換こそが最重要の根本的施策であり、これから見れば限月短縮等々の方策は枝葉の議論にすぎぬ、というのである。

こうした天野の取引所論をどう位置づけるか。田口卯吉は、これを道徳論にすぎぬと論評して退けた。⁽¹¹⁾「投機をもつて有害なりとせば、宜しく宗教家もしくは道徳家となりて直接に投機者流に向いてその不心得を戒むべきなり、決して政治的権力を利用してこれを抑制せんとすべからざるなり。」というのが、田口の論評であった。

しかし、天野の主張が単なる道徳論の域に止まるものでないことはすでに明らかである。個人道徳としての勤儉貯蓄の奨めというに止まらず、それを超えて、その「公益」すなわち日本経済のマクロ的な離陸・成長を念頭に置いて

の勤儉貯蓄論であった。外資輸入策を危道として除け、天野は貯蓄奨励策をもって最善の方策と考えた。そこには日本経済の総体としての発展を遠望してのひとつの政策判断が存在する。

しかし、そうであったにしても、ここには二様の疑問が生ずる。第一に、天野の論旨を追うと、銀行中心、金融機関中心の、それも貯蓄銀行の意義が重視されての発展系路が見えてくることになるが、その場合、証券市場についてのどのような意義を認めようとするのかは、必ずしも明らかではない。

第二に、当時の取引所が専ら投機的市場と化し、実物取引は場外に行われざるをえなかったのは事実であるが、その際、先物取引の意義と問題をどう考えていたのかについての積極的見解は示されていない。田口卯吉の言葉を借りるなら、「何ゆえに先売先買の世に発するやの理を究むる」の点について、天野の積極的発言は無い。

天野は、「曰く取引所とは恰も雑草繁茂せる荒原の如きものなり、此雑草を芟除して、麦を種え稲を植うるを必要とす。若し雑草を芟除せずんば、焉んぞ米麦の繁殖を望むべけんや。」（取引所問題に就て、明治四五年）という。何を以て「米麦」と称しているのか、そこが問題であろう。

田口の論評にも拘らず、天野の主張が、当時の日本経済における取引所の位置を、おおむね言い当てていることは明らかである。田口に欠けていたもの、それは、取引所の前期的投機性のよってきたる所以の認識であった。天野は、まさにその点をこそ問題として取り上げたのである。

しかし、その前期的投機性が、果して会員組織への転換によって払拭しうる性格のものであったかどうかは大いに疑問の残るところと言わねばならない。（一九九五、一）

参考文献

(A) 天野為之の伝記資料

[1] 浅川栄次郎、西田長寿共著『天野為之』（実業之日本社、昭和二五年）（とくに、「取引所改革の必要」（一八七頁以下）、年譜、著作目録を含む。）

[2] 石橋湛山「本誌の育ての親天野為之博士の功業を追憶す」（『東洋経済新報』第一八〇六号、昭和一三年四月二日、「社論」のちに『石橋湛山全集』第一一卷所収、昭和四七年。）

[3] 早稲田大学社会科学研究所編『近代日本と早稲田の思想家群像』、I（一九八一年）、II（一九八三年）、早稲田大学出版部。

[4] 東洋経済新報社『東洋経済新報、言論六十年』、同社、昭和三〇年。

[5] 三浦鉄太郎「天野先生を偲ぶ」（『東洋経済新報』、第一八〇九号、一九三八年四月二三日）

[6] 石橋湛山「天野為之伝」（『東洋経済新報』、第二四二九号、第二四三三二号、昭和二五年七月一日、八日、一五日、二二日、のちに『石橋湛山全集』、第一二卷に所収、昭和四五年）

[7] 天野為之「余の経営時代」（『東洋経済新報』、第一一七四号、一九二五年）

[8] 『前早稲田実業学校校長・勲三等・法学博士、天野為之先生追悼記念号』（早稲田実業学校、昭和一三年七月）（平沼淑郎、石橋湛山、服部文四郎、杉山令吉、三浦鉄太郎、小林愛雄らが執筆）

[9] 『天野為之先生生誕百年記念展のしおり』（早稲田大学、昭和三六年一月一五日〜一七日）

[10] 『早稲田学報、一五卷八号』（一九六一年一〇月）（「天野為之先生の誕生百年祭に寄せて」大浜信泉／「座談会、天野為之先生を語る」阿部賢一、三浦鉄太郎、磯部愉一郎、原安三郎、浅川栄次郎／「天野先生の追懐」佐伯好郎／「天野為之略年譜」

[11] 『早稲田大学百年史、第一卷』（昭和五三年三月刊）、『同、第二卷』（昭和五六年九月刊）、同大学大学史編集所

(B) 天野為之に関する研究文献

[1] 住谷悦治『日本経済学史』、ミネルヴァ書房、昭和三三年

[2] 大島清、加藤俊彦、大内力『人物・日本資本主義(4)明治のイデオログ』、東京大学出版会、一九八三年

[3] 杉原四郎「天野為之と『日本理財雑誌』」（同『西欧経済学と近代日本』、未来社、一九七二年）

[4] 杉原四郎「J・S・ミルと天野為之」（杉原四郎・長幸男編『日本経済思想史読本』、東洋経済新報社、一九七九年）

- [5] 杉原四郎「天野為之」(同『日本のエコノミスト』、日本評論社、一九八四年)
- [6] 杉原四郎「天野為之の経済思想——『勤儉貯蓄新論』を中心として——」(同『日本の経済思想家たち』、日本経済評論社、一九九〇年)
- [7] 『近代日本の社会科学と早稲田大学』(早稲田大学、昭和三二年一〇月)「天野為之——古典派経済学の先駆者」平田富太郎、一三七頁以下)
- [8] 大淵利男「天野為之の自由主義経済学と財政思想」(『政経研究』、第八卷二号、昭和四六年)
- [9] 大淵利男「天野為之の財政思想の一考察」(『法学紀要』、第一六卷、昭和四九年)
- [10] 岡田純一「経済学者としての天野為之——日本における経済科学の創始——」(『早稲田商学』、第二四九号、「商学部史③」、一九七五年三月)
- [11] 岡田純一「経済政策論(天野為之)」(早大社会科学研究所日本近代思想部会編『近代日本と早稲田の思想群像、Ⅱ』、早稲田大学出版部、一九八三年、所収)

以上